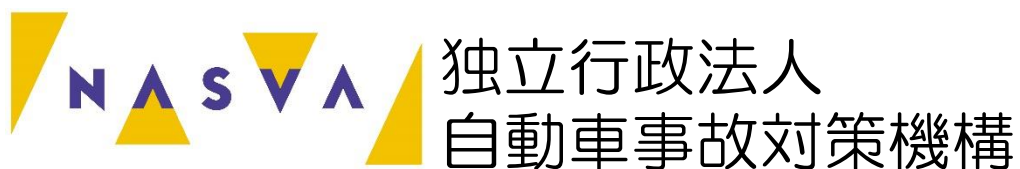


# 令和2年度 業務実績報告書

令和3年6月25日



はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、令和2年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人自動車事故対策機構中期計画等の策定及び評価に関する規程（平成27年4月1日機構規程（企画）第5号）第4条第4項に基づき、NASVAに係る令和2年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

# 目 次

## ・業務運営評価に関する事項

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 安全指導業務等

- 1) 指導講習、適性診断の充実・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2) 民間参入の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着・・・・・・・・・・11
- 4) 国の安全対策への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

#### (2) 被害者援護業務

- 1) 治療・看護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援・・・・・・・・・・26
- 3) 介護料の支給等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 4) 貸付・精神的な支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 5) 債権管理・回収の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 6) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動・・・・・・・・・・43

#### (3) 自動車アセスメント業務

- 1) 効率的・効果的な試験・評価の実施・・・・・・・・・・・・46
- 2) わかりやすい情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

### 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等・・・・・・・・・・54
- (2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等の合理化の取組の促進・・・・・・・・・・55
- (3) 外部評価の実施、公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
- (4) 業務の電子化及びシステムの最適化・・・・・・・・・・・・63

### 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・64
- (2) 財務運営の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
- (3) 自己収入等の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
- (4) 保有資産の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

### 4. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

### 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・・・・・・・78

### 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・・・・・79

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 7. 剰余金の使途                | 80  |
| 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 |     |
| (1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策 | 81  |
| (2) 施設及び設備に関する計画         | 88  |
| (3) 人事に関する計画             | 90  |
| (4) 人材の活用                | 91  |
| (5) 自動車事故対策に関する広報活動      | 95  |
| (6) 積立金の使途               | 101 |

# 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## (1) 安全指導業務等

### 1) 指導講習、適性診断の充実・改善

#### 中期目標

- ① 安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する（ユニバーサルサービスの確保）。

あわせて、IT の活用等により業務運営の効率化を図るとともに、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。

#### 【指標】

- ・指導講習受講者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受講者数 135,495 人）

- ・適性診断受診者数

（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均受診者数 459,399 人）

#### 中期計画

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します（ユニバーサルサービスの確保）。

また、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、IT を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習 80%以上、適性診断 70%以上とするほか、契約事業者等（注 1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において 50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

（注 1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

#### 年度計画

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施する（ユニバーサルサービスの確保）とともに、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、IT を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を指導講習 80%以上、適性診断 70%以上とするほか、契約事業者等（注 1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を 50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業

務運営の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

## 評価の視点

- 1) 指導講習教材の改訂が適切になされているか。
- 2) 国が行う高齢者事故防止対策等に応じた安全指導業務が行われているか。
- 3) インターネット予約による受講者・受診者の割合が指導講習80%以上、適性診断70%以上確保されているか。
- 4) インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が50%以上確保されているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

### 1) 安全指導業務実績

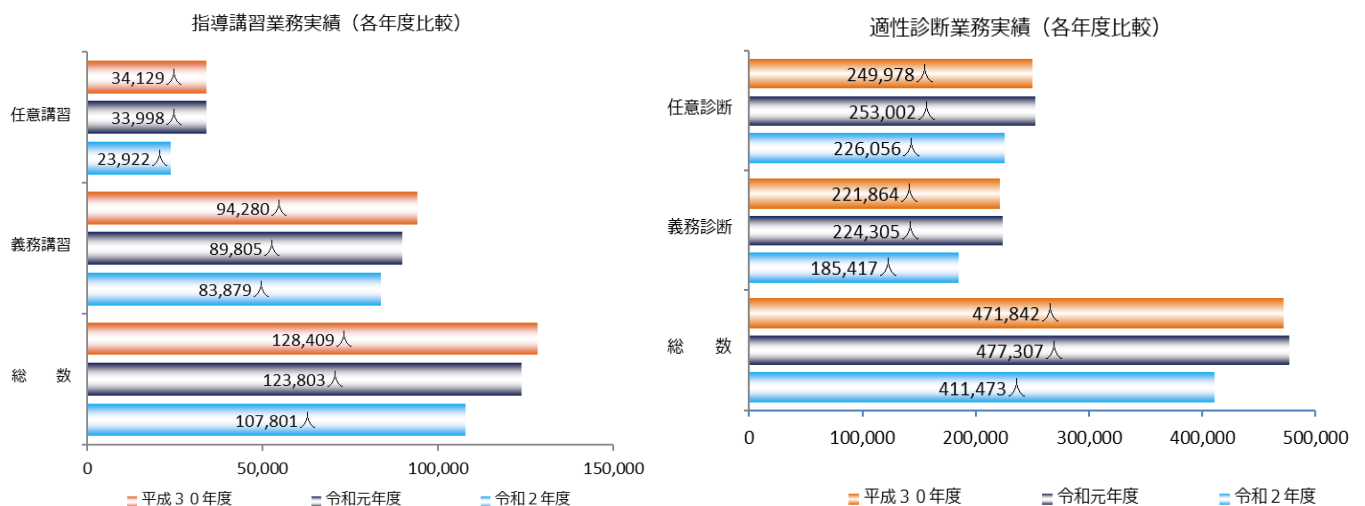
安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者数の総数は、107,801人（前年度123,803人）、適性診断受診者数の総数は、411,473人（前年度477,307人）となった。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、地域によって自動車運送事業者の輸送の安全確保に空白が生じることのないよう、全国の支所において、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン※」に基づき感染防止対策を最優先としながら、安全・安心な受講等機会を提供した。なお、指導講習においては、感染防止対策を目的として「動画配信方式」による講習会を令和2年11月から開始した。

困難な情勢下においても指導講習の受講及び適性診断の受診機会を提供し、ユニバーサルサービス確保する必要があるため、以上により、全国50支所において、指導講習開催回数1,887回開催し、適性診断受診端末4,208台を配置し、適性診断を実施した。

※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

政府機関等が発出している指針に基づく他、公衆衛生の専門家の監修の下に策定。

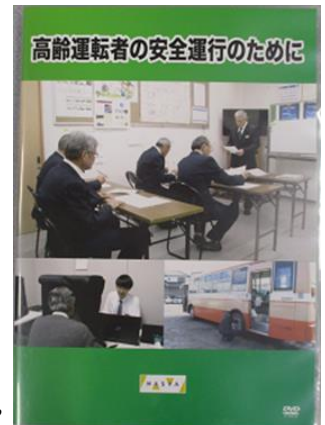


## 2) 国が行う安全対策への貢献

### ① 指導講習の視聴覚教材等の製作・放映

国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じて、指導講習テキストに「高齢者の健康問題」を掲載するとともに、指導講習視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、当機構が行う指導講習において放映するとともに、他の認定機関等に対して、同視聴覚教材を無償貸与し、放映してもらう取組を行った。

また、道路運送法の改正に応じて指導講習テキストに貸切バスに関する制度改正等の内容を掲載した。



### ② 適齢診断の実施

65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を67,626人に実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。

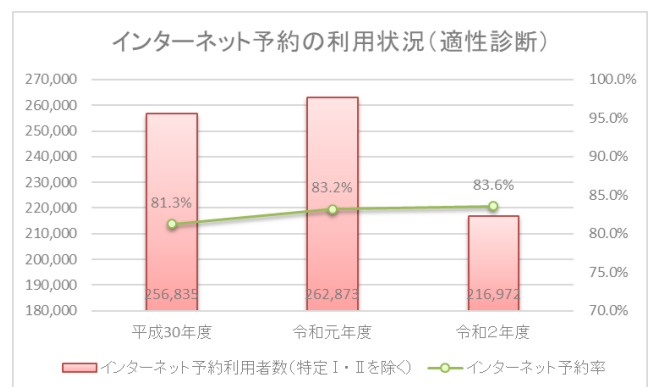
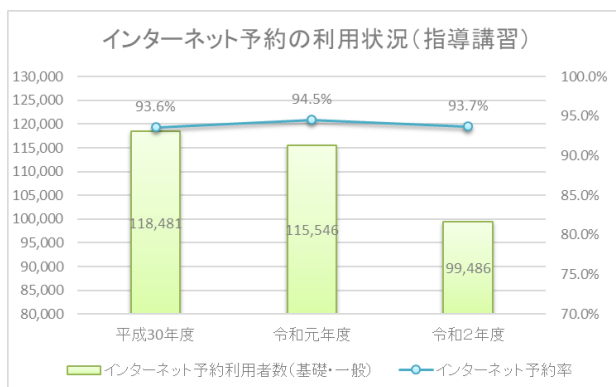
### ③ 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて研究開発を実施した。引き続き、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を実施する。

## 3) インターネット予約の促進

指導講習の開催時や、適性診断受診者等にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。説明において、利便性については「インターネット予約利用者は、電話予約の利用者等と比較し、予約の受付開始を1ヶ月以上早くできる。」など、インセンティブがある点を強調した。

なお、電話により、指導講習・適性診断の予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID及びパスワードをお知らせするなどの対応を行った。

以上の取組により、インターネット予約率は、指導講習93.7%（前年度94.5%）、適性診断83.6%（前年度83.2%）となった。



| 指導講習                     | H30     | R1      | R2      |  | 適性診断                       | H30     | R1      | R2      |
|--------------------------|---------|---------|---------|--|----------------------------|---------|---------|---------|
| 受講者数(基礎・一般)              | 126,598 | 122,213 | 106,227 |  | 支所内受診者数<br>(特定Ⅰ・Ⅱ除く)       | 316,034 | 316,020 | 259,567 |
| インターネット予約利用者数<br>(基礎・一般) | 118,481 | 115,546 | 99,486  |  | インターネット予約利用者数<br>(特定Ⅰ・Ⅱ除く) | 256,835 | 262,873 | 216,972 |
| インターネット予約率               | 93.6%   | 94.5%   | 93.7%   |  | インターネット予約率                 | 81.3%   | 83.2%   | 83.6%   |

#### 4) 支所以外での一般診断の受診促進

##### ① 契約事業者等への利用促進

契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、ナスバネット（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

◎ 自社において24時間いつでも適性診断ができること。

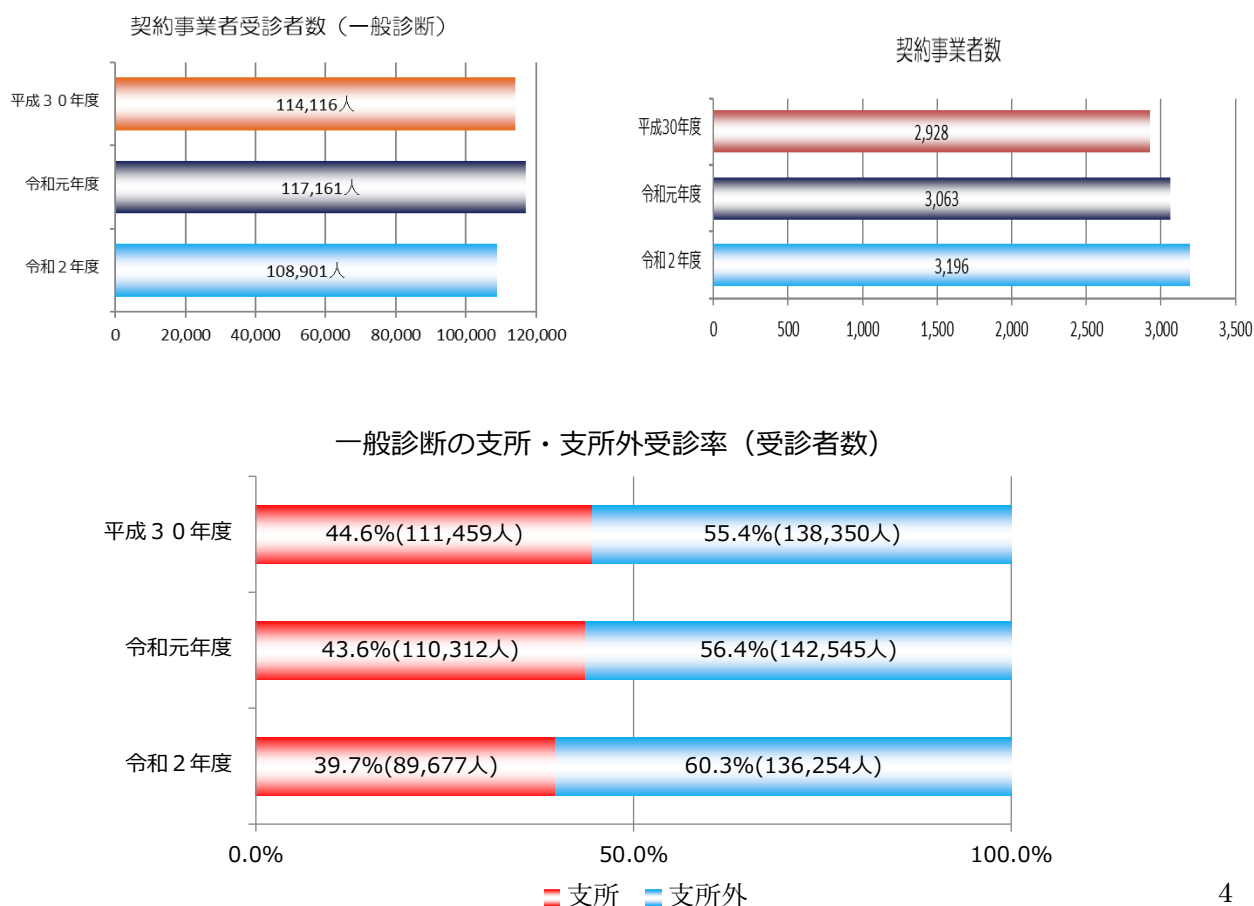
◎ 過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診が事故防止に対して、より一層効果的であること。

これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。

##### ② ナスバネットの利用環境の整備

ナスバネットの利用を希望する事業者が、調達費用を抑え、ナスバネットを導入しやすくなるよう周辺機器（ステアリングコントローラー）の汎用性を持たせるために、ナスバネットのアプリケーションソフトウェアを改良し、平成27年度より継続実施している改良と相まって、新たな契約事業者を獲得した（前年度比133者増）。

この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、60.3%となった。





5) 参考：安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を実施し、それぞれ以下のとおり評価を得た。

【調査概要】

・調査期間：令和2年12月から令和3年3月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

| 項 目       | 基礎講習  | 一般講習  | 特別講習 | 適性診断  | 事業者   |
|-----------|-------|-------|------|-------|-------|
| アンケート配布件数 | 3,792 | 4,392 | 147  | 7,134 | 1,000 |
| 回収件数      | 3,792 | 4,392 | 147  | 7,134 | 569   |
| 回 収 率     | 100%  | 100%  | 100% | 100%  | 56.9% |

○指導講習受講者の評価度

指導講習において、4.57の評価を得た。

| 総 合<br>評価度 | 基 礎<br>講 習 | 一 般<br>講 習 | 特 別<br>講 習 |
|------------|------------|------------|------------|
| 4.57       | 4.47       | 4.52       | 4.72       |

基礎講習

| 評価度  | 講師の<br>話し方・<br>進め方 | 事故防<br>止に役<br>立つ具<br>体 例 | 教材の<br>分かり<br>やすさ | 教材の<br>有用度 | 視聴覚<br>教材の<br>有用度 | 事故防<br>止意識<br>の強化 | 事故防<br>止行動<br>の強化 | 事故防<br>止習慣<br>の強化 | 職員の<br>対 応 |
|------|--------------------|--------------------------|-------------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 4.47 | 4.14               | 4.48                     | 3.70              | 4.37       | 4.35              | 4.74              | 4.57              | 4.55              | 4.61       |

一般講習

| 評価度  | 講師の<br>話し方・<br>進め方 | 事故防<br>止に役<br>立つ具<br>体 例 | 教材の<br>分かり<br>やすさ | 教材の<br>有用度 | 事故事<br>例研究<br>の有用<br>度 | 視聴覚<br>教材の<br>有用度 | 事故防<br>止意識<br>の強化 | 事故防<br>止行動<br>の強化 | 事故防<br>止習慣<br>の強化 | 職員の<br>対 応 |
|------|--------------------|--------------------------|-------------------|------------|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 4.52 | 4.37               | 4.63                     | 4.02              | 4.43       | 4.44                   | 4.40              | 4.73              | 4.50              | 4.53              | 4.68       |

特別講習

| 評価度  | 講師の<br>話し方・<br>進め方 | 事故防<br>止に役<br>立つ具<br>体 例 | 教材の<br>分かり<br>やすさ | 教材の<br>有用度 | 事故事<br>例研究<br>の有用<br>度 | 視聴覚<br>教材の<br>有用度 | 事故防<br>止意識<br>の強化 | 事故防<br>止行動<br>の強化 | 事故防<br>止習慣<br>の強化 | 職員の<br>対 応 |
|------|--------------------|--------------------------|-------------------|------------|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 4.72 | 4.63               | 4.78                     | 4.28              | 4.61       | 4.71                   | 4.62              | 4.91              | 4.72              | 4.70              | 4.90       |

## ○適性診断受診者の評価度

適性診断において、4.43の評価を得た。

| 総合評価度 |      | ナスバネットの<br>分かりやすさ | 適性診断<br>的的確度 | 診断票記<br>載内容の<br>分かりやすさ | 事故防止<br>への有用<br>度 | 診断結果<br>の活用度<br>(意向) | アドバイザー・カ<br>ウンセリングの<br>分かりやすさ | 職員の対<br>応 |
|-------|------|-------------------|--------------|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------------------|-----------|
| 全 体   | 4.43 | 3.97              | 4.39         | 4.33                   | 4.51              | 4.59                 | 4.37                          | 4.64      |
| 一般診断  | 4.36 | 4.04              | 4.30         | 4.24                   | -                 | 4.51                 | -                             | 4.59      |
| C付診断  | 4.75 | 4.43              | 4.70         | 4.66                   | 4.76              | 4.90                 | 4.81                          | 4.85      |
| 初任診断  | 4.50 | 3.99              | 4.44         | 4.41                   | 4.57              | 4.90                 | 4.47                          | 4.69      |
| 適齢診断  | 4.47 | 3.72              | 4.50         | 4.37                   | 4.59              | 4.64                 | 4.43                          | 4.66      |
| 特定診断  | 4.78 | 4.32              | 4.86         | 4.45                   | 4.91              | 4.93                 | 4.82                          | 4.91      |

※C付診断・・・「カウンセリング付き定期診断」をいう。

## ○事業者の評価

事業者において、4.39の評価を得た。

| 総合<br>評価度 | バス   | ハイタク | トラック |
|-----------|------|------|------|
| 4.39      | 4.50 | 4.41 | 4.34 |

## 自己評価とその根拠

- 1) 新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としながら、ユニバーサルサービスを確保するため、全国50支所で指導講習及び適性診断を実施した。
- 2) 関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、高齢者事故防止対策等に応じた視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を製作し、指導講習において放映し、内容の充実を図った。
- 3) 高齢運転者に対する適齢診断において身体機能の変化に応じた運転に関する留意事項を助言指導し、事故防止対策を講じた。
- 4) 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて研究開発を実施した。
- 5) 指導講習及び適性診断インターネット予約システムを適切に管理し、24時間365日予約できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、指導講習は目標値80%以上、適性診断は目標値70%以上の予約率を達成した。
- 6) ナスバネットを適切に管理し、契約事業者において24時間365日受診できる環境を維持、また、ソフトウェアの改良によりナスバネットの設置費用を抑えるとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値50%以上の支所外受診率を達成した。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

- 当機構や民間機関が安全指導業務を提供していく上で、同業務のサービス提供がまだ十分でない「空白地域」に留意し、当機構としてユニバーサルサービスの提供を確保すべく、空白地域の解消に向けた対応の実施により、安全指導業務の裾野を一層拡大していく必要がある。
- インターネット予約システム利用者及びバスバネット利用者の増加に伴い、システムに対応できる職員を育成・拡充する必要がある。
- 引き続き、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を実施する。
- コロナ禍での「新たな日常」において、引き続き感染防止対策を図りながら、より安定的に受講・受診機会を提供するための検討をしていく必要がある。

## (1) 安全指導業務等

### 2) 民間参入の促進

#### 中期目標

- ② 民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業の事業者団体等に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。

また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数 160,000 件以上とする。

##### 【指標】

- ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均参加者数 56 者（94 人））
- ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均参加者数 26 者（42 人））
- ・指導講習参入事業者数（平成 27 年度末時点：60 者）、適性診断参入事業者数（平成 27 年度末時点：55 者）

##### 【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

##### 【難易度：高】

民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

#### 中期計画

- ② 引き続き、国と連携し、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、これまで蓄積した知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット提供数 160,000 件以上とします。

#### 年度計画

- ② 引き続き、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、参入事業者に対して指導講習教材頒布数 27,000 冊以上、ナスバネット提供数 32,000 件以上とします。

#### 評価の視点

- 1) 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。
- 2) 他の認定機関による安全指導の質を維持するための取組がなされているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 民間参入希望団体等のニーズに応じた認定取得支援  
認定取得に必要な要件研修を実施している際に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成28年度より要件研修終了後、希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を行った（参加者26者、26名）。



【認定取得に関する相談の様子】

## 2) 認定取得に必要な要件研修の実施等

### ① 認定取得に必要な要件研修の実施

民間参入希望団体等に対して、要件研修を以下のとおり行った。

#### 【指導講習】

第一種講師要件研修：5回開催し、  
延べ60者74名が参加。

第二種講師要件研修：開催なし



【第一種講師資格要件研修風景】

#### 【適性診断】

第一種カウンセラー要件研修：3回開催し、延べ30者41名が参加。

### ② 教育訓練の実施

他の認定機関に対する研修を以下のとおり行った。

#### 【指導講習】

第一種講師研修：1回開催し、延べ4者9名が参加。

#### 【適性診断】

カウンセラー教育・訓練：12回開催し、延べ28者46名が参加。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

|          |       |     |
|----------|-------|-----|
| 仙台主管支所：  | 6事業者  | 8名  |
| 新潟主管支所：  | 3事業者  | 4名  |
| 東京主管支所：  | 6事業者  | 15名 |
| 名古屋主管支所： | 4事業者  | 4名  |
| 大阪主管支所：  | 1事業者  | 1名  |
| 高松主管支所：  | 1事業者  | 3名  |
| 福岡主管支所：  | 7事業者  | 11名 |
| 主管支所：    | 28事業者 | 46名 |

### ③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリケーションソフトウェアの提供

指導講習の他の認定機関に対し、指導講習テキストを121者に57,956冊頒布（基礎講習用テキスト21,049冊、一般講習用テキスト36,851冊、特別講習用テキスト56冊）し、適性診断の他の認定機関に対しては、102者に対し、ナスバネット465台分のアプリケーションを提供するとともに、54,810人（一般診断：15,395人、初任診断：23,321人、適齢診断：15,258人、特定診断Ⅰ・Ⅱ：836人）分の測定を提供した。

【指導講習テキスト】



【ナスバネット】



### ④ 安全指導業務の質の維持

他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成27年度より毎年5月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から資料配付による開催とし、130者に対して指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示している。

## 3) 民間参入の状況

上記取組等の結果、令和2年度において、指導講習9者、適性診断8者が国土交通省の認定を受けた。

なお、令和2年度末現在における認定団体の総数は、指導講習137者、適性診断117者となっている（いずれもNASVAを除く）。

## 自己評価とその根拠

新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応する等、認定取得に向けた支援を着実に実施した。

また、他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及びカウンセラー教育・訓練を行うとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネット提供を行った。

以上により、民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援について、年度計画を大きく上回っており、安全指導業務の裾野の拡大に寄与したと判断し、A評価とするものである。

## (1) 安全指導業務等

### 3) 運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着

#### 中期目標

- ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

これらの施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、4.0以上とする。

#### 【指標】

- ・周知・浸透を目的とした安全マネジメント認定セミナー受講者数（前中期目標期間実績：平成26年度から27年度までの平均受講者数 2,628人）
- ・運輸安全マネジメント評価件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数16者）
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均事業者数55者）

#### 中期計画

- ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

- ④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

#### 年度計画

- ③ 安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等において、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用するとともに、関係法令の改正等に応じて、テキストに反映させるなど、適切に情報の提供を行うことにより、自動車運送事業者における安全マネジメントの浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援を実施します。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

- ④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度（令和2年度）について、4.0以上とします。



## 評価の視点

自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

### 1) 安全マネジメント業務に係る取組

安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を最優先としながら、自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。

#### ○ 運輸安全マネジメント評価事業

自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているか等、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスを行うNASVA運輸安全マネジメント評価を実施した。

【令和2年度実績】

5事業者



【安マネ評価実施風景】

【安マネ評価アンケート結果】

- ・「会社の規模に合わせて安全マネジメントの取り組み方を御指導して頂いた」
- ・「当社の運輸安全マネジメントで取組が不十分な内容が明確になった」 等

#### ○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

##### (1) 安全マネジメントコンサルティング

事業者が抱える問題点等を的確に把握するとともに、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行うことで、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを各所で実施した。

【令和2年度実績】

14件（バス10件、ハイタク1件、  
トラック2件、その他1件）



【安マネコンサル実施風景】

【安マネコンサルティングアンケート結果】

- ・「改善すべき内容を詳細に説明して頂きました」
- ・「大変良かったです。今後も継続し、御指導下さい」 等



## (2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、講師派遣を各所で実施した。

【令和2年度実績】

229件



【講師派遣実施風景】

## ○ 安全マネジメント関係講習会

安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者を対象に「ガイドラインセミナー・リスク管理（基礎）セミナー・内部監査（基礎）セミナー」を開催し、事業経営者に対する情報提供や先進的な取組の紹介等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。

### (1) ガイドラインセミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。

【令和2年度実績】

103回 1,793人

### (2) リスク管理（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発・未然防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和2年度実績】

78回 1,086人

### (3) 内部監査（基礎）セミナー

国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。

【令和2年度実績】

74回 973人

○ NASVA安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「NASVA安全マネジメントセミナー」を、新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としながら、東京で実施した。

『第15回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：令和2年10月20日（火）

13:00～17:15

会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）

参加者：経営者等 640人



【安全マネジメントセミナー実施風景】

○ その他安全マネジメント関連業務

・ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布

リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布を行った。

【令和2年度実績】

|         |        |
|---------|--------|
| KYT-I   | 42部    |
| KYT-II  | 69部    |
| KYT-III | 93部    |
| KYT-IV  | 241部   |
| KYT-V   | 851部   |
| 合 計     | 1,296部 |

- ・貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）の日本バス協会からの業務委託  
公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。

【令和2年度実績】

323事業者（前期105事業者、後期218事業者）

2) ISO 39001の管理・運用の取組

ISO/TC241（ISOに設置された専門委員会）において議題に上がっている個別案件について、国内審議委員会の下に設置されている専門委員会を開催し、検討を行った。

3) 運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度

運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

・運輸安全マネジメント評価の評価度（回答数3件）

運輸安全マネジメント評価において、4.0以上の評価を得た。

| 評価度                 |      |
|---------------------|------|
| 総合的な満足度             | 5.00 |
| 評価報告書の記載内容          | 5.00 |
| 情報提供                | 4.67 |
| 評価担当者の課題・問題点の把握、対応力 | 5.00 |
| 評価担当者の講評・助言力        | 5.00 |
| 評価担当者の具体的な説明力       | 5.00 |
| 安全管理体制の改善の機会        | 4.67 |
| 全体平均                | 4.90 |

・安全マネジメントコンサルティングの評価度（回答数10件）

安全マネジメントコンサルティングにおいて、4.0以上の評価を得た。

| 評価度                      |      |
|--------------------------|------|
| 総合的な満足度                  | 4.10 |
| コンサルティング実施による成果          | 4.00 |
| 安全マネジメントの取組（事故防止活動）の推進参考 | 4.20 |
| 企画・プレゼンテーション             | 4.10 |
| 情報提供                     | 4.10 |
| 目標や目的に向けての進め方            | 4.00 |
| 最終報告                     | 4.00 |
| 担当者の知識・技術                | 4.20 |
| 担当者の話し方・進め方              | 4.50 |
| コミュニケーション                | 4.40 |
| 課題・問題点の把握                | 4.10 |
| 全体平均                     | 4.15 |

・安全マネジメント関係講習会の評価度

（回答数：ガイドラインセミナー173件、リスク管理（基礎）セミナー153件、内部監査（基礎）セミナー110件）

各セミナーにおいて、4.0以上の評価を得た。

| 総合評価度        | ガイドラインセミナー | リスク管理（基礎）セミナー | 内部監査（基礎）セミナー | 全体平均 |
|--------------|------------|---------------|--------------|------|
| 講師の話し方・進め方   | 4.61       | 4.63          | 4.60         | 4.61 |
| 事故防止に役立つ情報提供 | 4.74       | 4.77          | 4.30         | 4.60 |
| 教材のわかりやすさ    | 4.58       | 4.65          | 4.46         | 4.56 |
| 教材の有用度       | 4.76       | 4.79          | 4.57         | 4.71 |
| 事故防止活動の推進強化  | 4.85       | 4.89          | 4.79         | 4.84 |
| 全体平均         | 4.71       | 4.75          | 4.54         | —    |

### **自己評価とその根拠**

コロナ禍においても、全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者に対して運輸安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣の実施、安全マネジメント関係講習会、NASVA安全マネジメントセミナー等の開催を通じて、前年度に引き続き、運輸安全マネジメントの浸透・定着に取り組んでいる。

受講者・事業者に対する5段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度についても全体的な評価で4.0以上を達成している。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

自動車運送事業者の大多数を占め、かつ、安全管理体制の構築が発展途上であると思料される中小規模事業者を中心に、安全マネジメント関係講習会等の受講を促すとともに、トップセールスや当該講習会等の機会を捉え、運輸安全マネジメント評価や講師派遣、安全マネジメントコンサルティング等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としながら運輸安全マネジメントのより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。また、自動車運送事業者に対して、より質の高いサービスが提供できるよう、引き続き要員の育成を図っていく。

## (1) 安全指導業務等

### 4) 国の安全対策への貢献

#### 中期目標

- ④ 国においては、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施する。

【重要度：高】

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。

#### 中期計画

- ⑤ 道路運送法改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等が実施されるところであり、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

#### 年度計画

- ⑤ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等により、国が行うこととしている自動車事故の発生の防止のための対策について、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

#### 評価の視点

国が行うこととしている自動車事故の発生の防止のための対策について、機構の安全指導業務等の体制を確保しつつ、対策に応じた業務を実施しているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受け、平成29年4月より、貸切バス事業の更新制が導入された。これに伴い、前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合、当該申請時までの間に認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けされた。

認定機関であるNASVAでは、上記の運輸安全マネジメント評価に迅速に対応できるよう、令和2年度において、当該業務を専門に担当する要員に国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」を受講させたり、国土交通省が自動車運送事業者に対して実施する運輸安全マネジメント評価に立ち合わせたりする等の確保・育成及び新たな組織立ち上げに係る規程等の改正など体制を整えた。(令和3年度より、運輸安全マネジメント事業部を新たに発足し、体制の強化を図っている。)

事業許可更新制度の周知を図る目的から、貸切バス評価対象事業者に対して、リーフレット「貸切バス事業の許可更新に係るお知らせ」を送付するとともに、全国組織である利点をフルに活用し、運行管理者等指導講習や運輸安全マネジメント認定セミナー等の休憩時にPR動画を放映するなど運輸安全マネジメント評価を周知した。

### **自己評価とその根拠**

貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時までに認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応するため、運輸安全マネジメント評価を実施する新たな組織の立ち上げの準備及び要員の確保・育成を図るなど、国が今後実施しようとする自動車事故の発生の防止を目指した対策について、組織をあげて万全の協力を行うべく、実施体制の強化に取り組んだ。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B 評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

運輸安全マネジメント評価を行うべき安全評価員やその候補者の確保及び育成を行うため、力量の維持・向上を目途とした研修等を引き続き実施する。

また、貸切バスの事業許可更新を予定する事業者に対して、運輸安全マネジメント評価など必要な情報提供を実施する。

## (2) 被害者援護業務

### 1) 治療・看護の充実

#### 中期目標

- ① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。

また、療護施設機能一部委託病床（以下、「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。

- ② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営する。

- ③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。

#### 【指標】

・療護施設全体の待機期間（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均待機期間 3 ヶ月）

#### 【難易度：高】

入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 以上の取組により治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を 116 人以上とする。

（注）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

#### 中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注 2）、プライマリーナーシング（注 3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注 4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

（注 2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を 1 つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注 3）「プライマリーナーシング」とは、1 人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

（注 4）脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び他の委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

- ③ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に

精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営します。

- ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。

- ⑤ 以上の取組により治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却（注5）者数を116人以上とします。

（注5）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

#### 年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。

（注2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注3）「プライマリーナーシング」とは、同じ看護師が1人の患者を主担当として継続して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

- ② 再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学等の研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

（注4）「遷延性意識障害」とは、脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。

- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

- ④ 「一貫症例研究型委託病床」（注5）について、急性期から慢性期までの連続した治療と看護、リハビリ等の臨床経過の観察、症例研究を行い、遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図ります。また、病床を拡充し、症例研究等をさらに推し進めます。

（注5）「一貫症例研究型委託病床」とは、急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療と看護、リハビリ等の臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな委託病床のことをいう。

- ⑤ 療護センター長等会議等において病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮を図ります。

あわせて、「一貫症例研究型委託病床」を拡充し、症例研究等をさらに推し進めるとともに、引き続き、国と連携して療護施設全体の今後のあり方を検討します。

- ⑥ 以上の取組により治療効果を高め、令和2年度中の遷延性意識障害からの脱却（注6）者数について、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含め24人以上とすることを目指すとともに、ナスバスコアの改善を図ります。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。さらに、療護施設看護の一環として、療護看護プログラム（注7）を実施して、技術向上を図ります。



(注6)「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

(注7)「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。

### 評価の視点

- ・各療護施設において、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。
- ・より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。
- ・事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。
- ・臨床研究等をさらに推し進めるため、「一貫症例研究型委託病床」が拡充され、患者の受入を開始しているか。

### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ① 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MRI、PET等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かく質の高い治療・看護を行った。
- ② 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を行った。
  - (1) 千葉療護センターにおいて、全身用コンピュータ断層撮影装置（CT）を令和2年11月に、東北療護センターにおいて、高圧蒸気滅菌装置を令和3年3月に更新した。
  - (2) 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り共同研究を行うと共に、学会等の場において、大学との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を活用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。
  - (3) 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）※」を用いた治療改善度について分析し、令和3年3月に公表を行った。分析の結果、平成17年6月1日からの15年間に退院した患者並びに平成27年6月1日からの5年間に退院した患者のいずれにおいても、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果が認められた。

平成27年6月1日から令和2年5月31日までの5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示されている。こうした結果については、過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

※「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、NASVA療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、

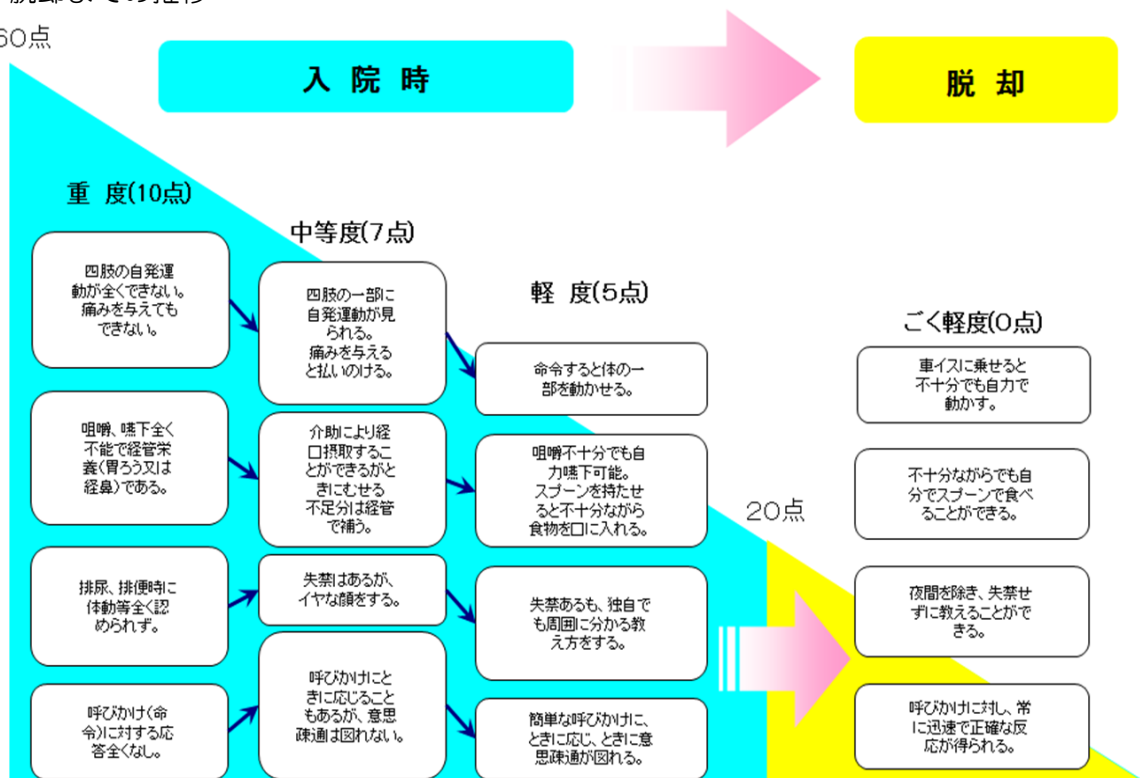
平成17年度より適用を開始したもの。

### ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

| 症 状       | 現 状                               |                                                                             |                                                                             |                                                                                                 |                                                                |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 点数        | 重度<br>10点                         | 高度<br>9点                                                                    | 中等度<br>7点                                                                   | 軽度<br>5点                                                                                        | ごく軽度<br>0点                                                     |
| 1 運動機能    | □四肢の自然運動はなし、<br>痛み刺激で四肢の動きなし      | □四肢の自発運動はあるが<br>無目的、疼痛刺激に対し四<br>肢の動きがみられる                                   | □四肢に合目的性のある自<br>発運動がみられる、疼痛刺<br>激を払いのける                                     | □命令に従い体の一部を動<br>かせる                                                                             | □自力で体位変換が可能、<br>車いすに乗せると不十分で<br>も自分で動かす                        |
| 2 摂食機能    | □咀嚼、嚥下全く不能で経<br>管栄養（胃ろう又は経鼻）      | □ほとんど経管栄養<br>ロツバを飲み込む動作又は<br>咀嚼する動作あり<br>□多少ならジュース、プリ<br>ンなどの経口摂取の試みが<br>可能 | □咀嚼可、又は咀嚼はダメ<br>でも嚥下大略可能で、介助<br>により経口摂取するがとき<br>にむせる<br>□経口栄養の不足分は経管<br>で補う | □自力嚥下可能、咀嚼不十<br>分でもよい<br>□全粥、キザミ食を全量介<br>助にて摂取可<br>□スプーンを持たせると口<br>に運ぶ動作あり、又は不十<br>分ながら食物を口に入れる | □不十分ながらも自分でス<br>プーンで食べる                                        |
| 3 排泄機能    | □排尿、排便時に体動等全<br>く認められず            | □排尿、排便時、多少の体<br>動等あり                                                        | □失禁はあるが、イヤな顔<br>をする。又は体動が多いな<br>どの合図あり                                      | □定期的に排便、排尿をさ<br>せることにより、失禁を予<br>防できる<br>□失禁あるも、周囲にわか<br>る(独自の) 教え方をする                           | □夜間を除き、失禁せず教<br>える                                             |
| 4 認知機能    | □開眼しても瞬目反射なし                      | □開眼し瞬目反射あり<br>□追視せず、焦点が定まら<br>ない                                            | □声をかけた方を直視する<br>□移動するものを追視す<br>る、テレビを凝視するが、<br>内容を理解していないと思<br>われる          | □近親者を判別し、表情の<br>変化がある<br>□気に入った絵などを見て<br>表情が変わる                                                 | □簡単な文字を讀む<br>□数字がわかる<br>□テレビを見てその内容に<br>反応し、笑う                 |
| 5 発声発語機能  | □発声、発語全くなし<br>□気切の場合でも口の動き<br>もない | □発声（うめき声）等ある<br>が発語なし<br>□気切の場合、何らかの口<br>の動きあり                              | □何らかの発語があるが全<br>く意味不明<br>□呼名に、ときに不明瞭な<br>返事がある<br>□気切の場合、呼名に対す<br>る口に動きあり   | □ときに意味のある発語あ<br>り<br>□呼名に返事あり<br>□気切の場合、検者の口真<br>似をする                                           | □簡単な問ひかけに言葉で<br>応じることができる<br>□気切の場合、口の動きが<br>問ひかけの内容に合ってい<br>る |
| 6 口頭命令の理解 | □呼びかけ(命令) に対する<br>応答全くなし          | □呼びかけに対し、体動、<br>目の動きなどの何らかの反<br>応あり                                         | □呼びかけにときに応じる<br>こともあるが、意思疎通は<br>図れない                                        | □簡単な呼びかけに、とき<br>に応じ、ときに意思疎通が<br>図れる                                                             | □呼びかけに対し、常に迅<br>速で正確な反応が得られる                                   |

脱却までの推移

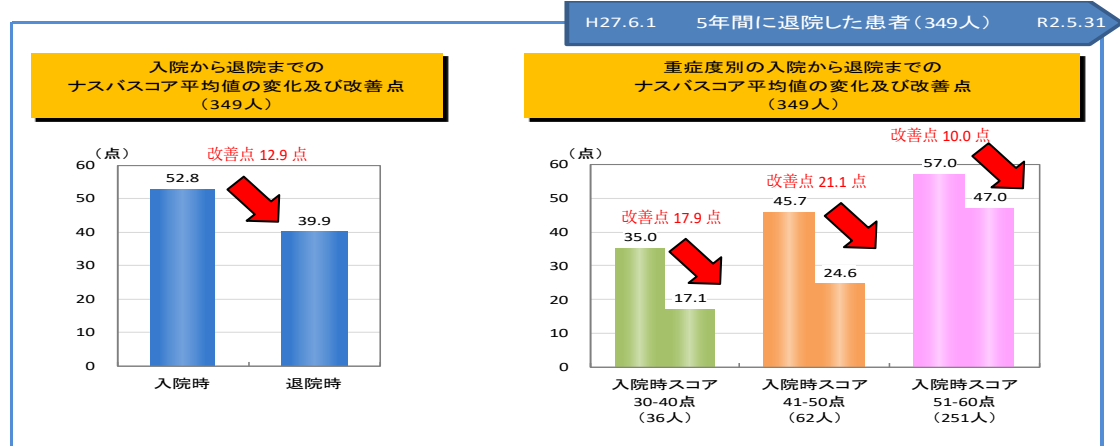
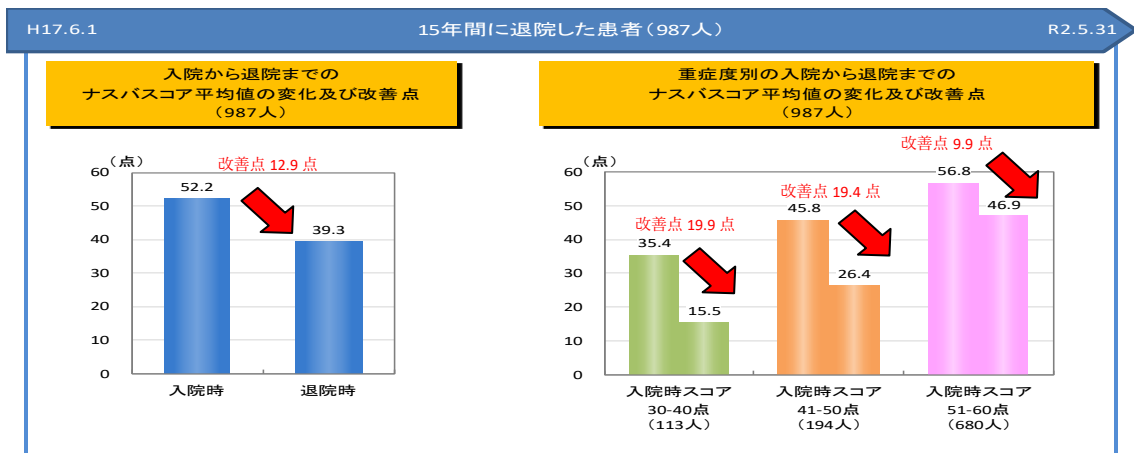
60点



0点

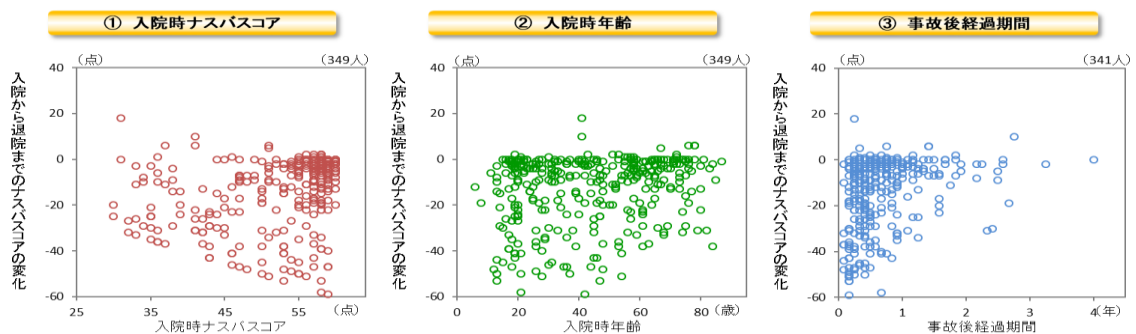
## ナスバスコア改善状況（重症度別）

入院時ナスバスコア別のスコア平均の変化（入院から退院まで）



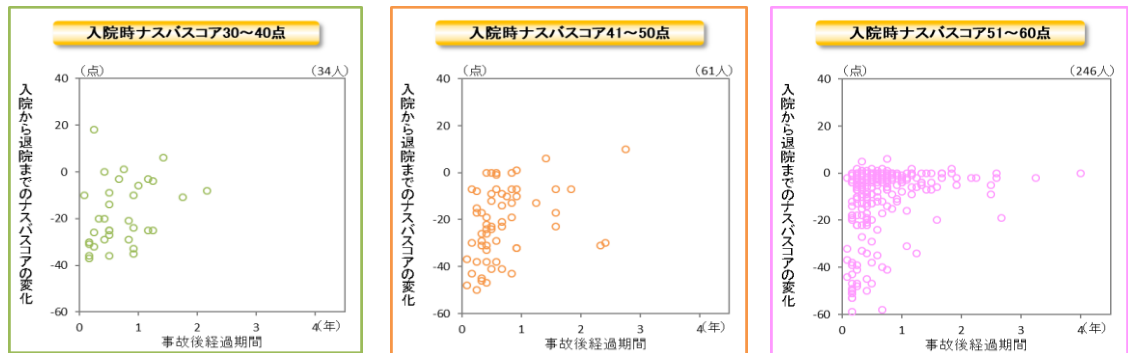
スコアの変化と各種要因との関連（平成27年6月1日から令和2年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くても改善している患者がいること」「入院時年齢が若いほど改善が良好であること」「入院時事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」が示されている。



スコアの変化と入院時事故後経過期間との関連（平成27年6月1日から令和2年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を見ると、「いずれのグループにおいても、入院時事故後経過期間が短い場合には改善が良い」「入院時ナスバスコアが高くて、事故後経過期間が短い場合には改善している患者がいること」などが示されている。



- ③ 療護施設機能一部委託病床では、8月に療護センター長等会議、9月に看護部長等会議、10月にリハビリ担当者連絡会議、11月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を行い、病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施した。
- ④ 平成30年1月から「一貫症例研究型委託病床」の患者の受け入れを開始した藤田医科大学病院において、適切な治療・看護等により脱却者を出す等遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図った。また、症例研究等を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し、令和3年1月から患者の受入を開始した。
- ⑤ 待機期間の短縮を図るため、引き続きメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議等において議論を行った。しかしながら、患者の容態の悪化やコロナ禍の影響により患者家族の希望で入院が延期となるなど、コロナ禍等の外的要因の影響を受けた待機期間の長期化対応のために、電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施して待機期間のできる限りの短縮化に努めた。あわせて、「一貫症例研究型委託病床」を拡充するとともに、国が設置する「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」に関与するなどして、療護施設全体の今後のあり方について検討を行った。そうした検討を踏まえ、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年度に設置・運営を予定している「小規模委託病床」の公募に向けて検討を行った。
- ⑥ 療護施設においては、上記①～④により治療効果を高めた結果、令和2年度の遷延性意識障害からの脱却者数は、17人となり、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含め27人となった。

また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から各療護施設において療護施設看護の一環として実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナース研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心として、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。

## **自己評価とその根拠**

療護施設における従来からのワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、コロナ禍においても電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施して待機期間のできる限りの短縮にも努めた。

また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」について、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取り組みが行われているほか、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。

さらに、「一貫症例研究型委託病床」の症例研究等を推し進めるため、令和2年12月に拡充し、令和3年1月に患者の受入を開始した。また、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年度に設置・運営を予定している「小規模委託病床」の公募に向けて検討を行った。

こうした療護施設におけるきめ細かく質の高い治療・看護等が提供されたこと等により脱却した患者（遷延性意識障害から運動・認知機能等を顕著に回復させ、療護施設を退院した患者）は17人となり、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると27人となった。

以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

## **課題と今後の対応**

待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合、コロナ禍等の外部要因に強く影響を受けるものであるが、弾力的な運用を引き続き実施するとともに、個々の事例を把握・整理し、待機期間短縮に向けた検討を行い、引き続き国と連携して療護施設の今後のあり方についても検討を行う。

## (2) 被害者援護業務

### 2) 知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援

#### 中期目標

- ⑤ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間３３件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

#### 中期計画

- ⑥ 「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間３３件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注６）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。

（注６）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

#### 年度計画

- ⑦ 療護施設で得られた知見・成果について、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間３３件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院（注８）において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

（注８）「連携大学院」とは、大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つをいう。

- ⑧ 療護施設において、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助やメディカルソーシャルワーカー（注９）による転院先情報の提供を図り、主管支所及び支所と連携し、在宅介護に向けた支援等を行うほか、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

（注９）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

- ⑨ 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。

## 評価の視点

- ・学会の研究発表等を通じ、他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。
- ・療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め、在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ⑦ 療護施設で得られた知見・成果については、コロナ禍の影響により、多くの学会が中止となり、これまでの療護施設関係者の主要な研究成果の発表の場であった第29回日本意識障害学会も1年の延期が決定された中、他の各種学会の誌上やweb等により令和2年度は計34件の研究発表を行った。

短期入院協力病院の看護師等への研修として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて、東北療護センターにおいて1病院1人、岡山療護センターにおいて6病院1施設13人、中部療護センターにおいて2病院1施設3人、合計9病院2施設17人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院等に対する実務研修プログラム

| 項目              | 内容                                                                   |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------|
| 全体              | ・ 短期入院の流れ、入退院の方法<br>・ 1日の患者プログラム<br>・ 看護計画、看護記録の作成方法<br>・ 看護情報の収集と活用 |
| 療護センターの看護ケアの実習等 | ・ 口腔ケア、清潔ケアの仕方<br>・ 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等<br>・ 介護器具、補助具等の使い方<br>・ 入浴の仕方  |
| 家族への対応等         | ・ 在宅介護者へのアドバイス<br>・ 負担の軽減方法、医療者との連携など<br>・ 家族ニーズの把握                  |

中部療護センターに開設した「連携大学院※」については、開設された平成21年度以降合計8人が入学し、3人が修了。令和2年5月に開催された第11回日本ニューロリハビリテーション学会において、研究成果の発表を行った。

※ 中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

- ⑧ 各療護施設において、転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供、相談等メディカルソーシャルワーカーが11,453件に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施した。

また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報について、患者家族に対して提供を行った。

さらに、NASVAホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を引き続き掲載し、情報提供を積極的に行った。

- ⑨ 療護センターにおける短期入院については、千葉療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載する等、利用者利便に配慮した積極的な受入を図った。

### **自己評価とその根拠**

療護施設で得られた知見・成果について、コロナ禍により多くの学会が中止となり、これまで療護施設関係者の主要な研究成果の発表の場であった第29回日本意識障害学会も1年延期が決定された中、他の各種学会の誌上やweb等により、研究発表を行うとともに、引き続き短期入院協力病院等の看護師等への研修を行うなど、積極的に他の医療機関等への普及促進を図った。そのほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも積極的に取り組んでおり、年度計画を十分に達成しているほか、コロナ禍における取り組みとしては、年度計画を上回る成果も見受けられるものと判断しB評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

引き続き、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進及び在宅介護者等への支援を積極的に行う。



## 2) 被害者援護業務

### 3) 介護料の支給等

#### 中期目標

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取組であるため。

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては 100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までに平成 28 年度末全体職員の 18%以上とする。

【難易度：高】

介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下、「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年 1 回以上開催する。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成 32 年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する 5 段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とする。

【指標】

- ・ 調査票回収率（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均回収率 58.2%）

#### 中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては 100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。

あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養

成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成28年度末全職員の18%以上とします。

- ② 国と連携しつつ、介護料受給者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。

また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。

- ④ 相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成32年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。

さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とします。

#### 年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。

また、介護料受給者及びその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合を65%以上とします。また、新規認定者に対する訪問支援を100%実施します。

あわせて、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援を効果的に実施するとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。

さらに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、コーディネーター養成研修の修了者（令和2年度）を平成28年度末全職員数の19%以上とします。

- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。

また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。

さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施します。

加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への参画等の

協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。

なお、受給者等との交流会を全支所年1回以上開催します。

加えて、上記活動を通じ、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 主管支所の在宅介護相談窓口によって、受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に受給者等に連絡し安否の確認を行います。

また、介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページ等を活用し効果的に提供します。

さらに、受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和2年度）について、4.39以上とします。

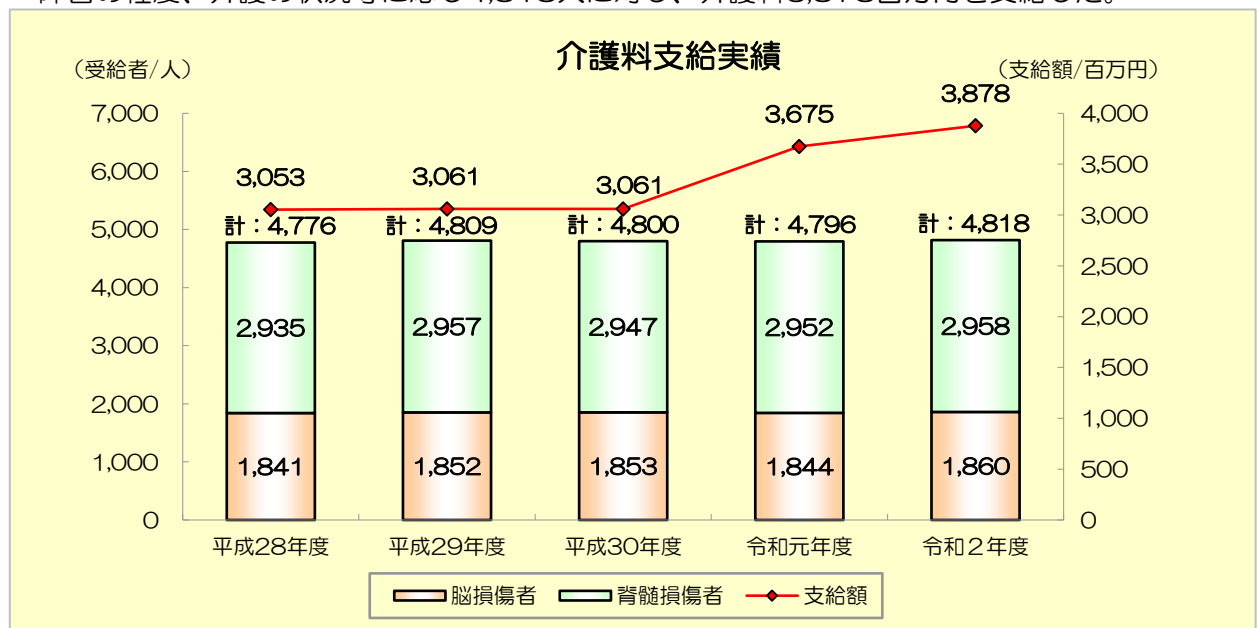
## 評価の視点

重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

### 1) 介護料の支給

障害の程度、介護の状況等に応じ4,818人に対し、介護料3,878百万円を支給した。

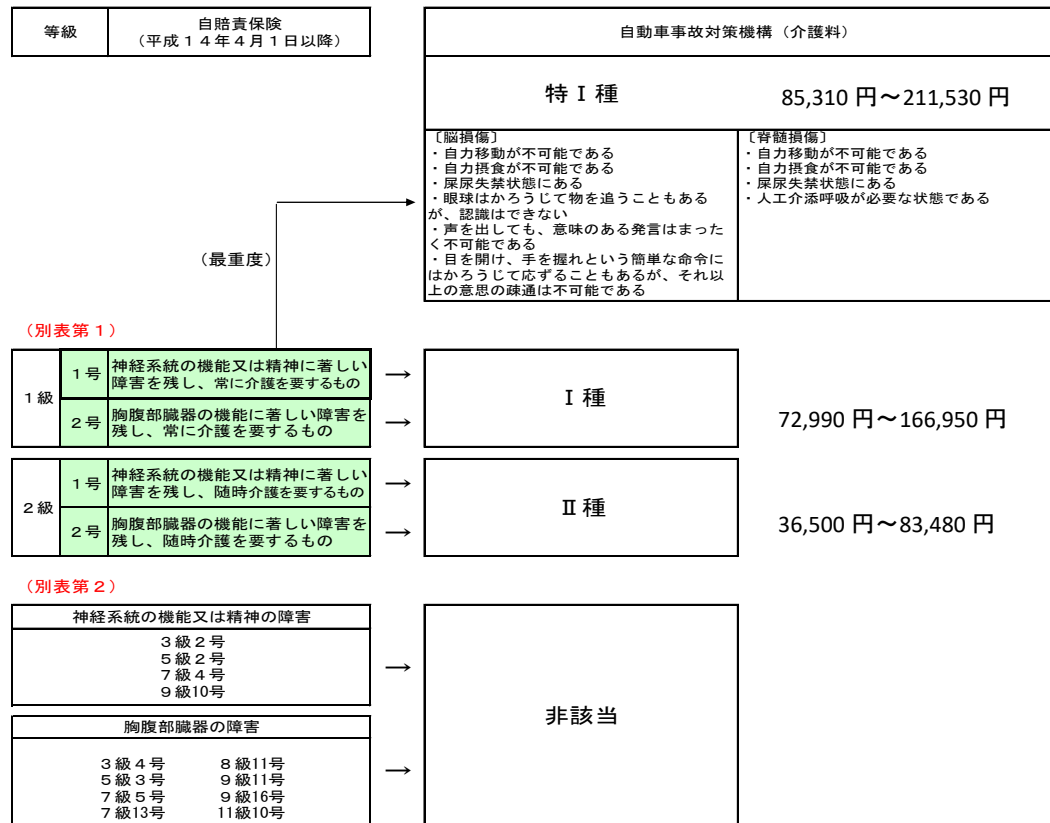


※ 令和元年度から労災保険介護(補償)給付額を参考に介護料支給額を改定している。

## 介護料支給制度

| 介護の程度 |     | 障害の程度                  | 支給額等               |
|-------|-----|------------------------|--------------------|
| 最重度   | 特Ⅰ種 | Ⅰ種のうち「最重度」とであると認められた者  | 85,310円～211,530円/月 |
| 常時要介護 | Ⅰ種  | 自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号 | 72,990円～166,950円/月 |
| 随時要介護 | Ⅱ種  | 自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号 | 36,500円～83,480円/月  |

## 自賠責保険とNASVA介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

## 2) 訪問支援の充実・強化

受給者の自宅等を訪問し介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者の受入環境(個室の有無、看護体制等)等の情報提供を行う訪問支援の充実・強化を図った。

具体的には、昨年度に引き続き、「被害者援護促進の日」(毎週木曜日)の有効活用のほか、受給者支援業務システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用し、受給者等への情報発信を充実させた。令和2年度は 3,541 人に対して訪問支援を実施し、令和元年度末の介護料受給資格者数(4,684 人)に対する割合については、コロナ禍の中、過去最高となる 75.6%であった。

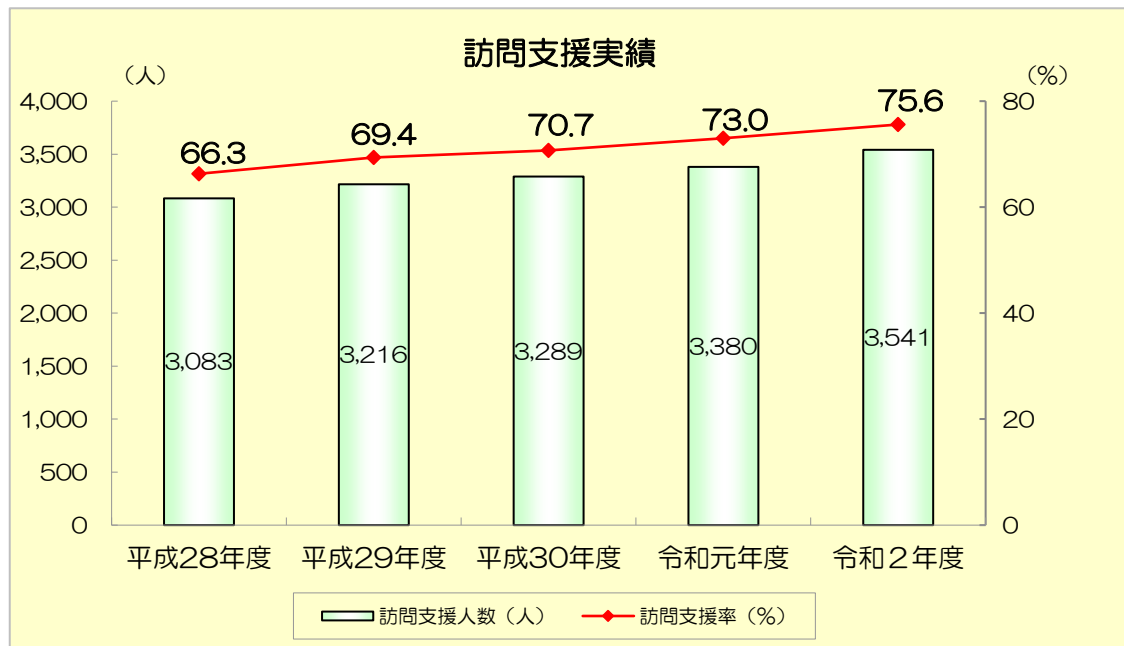
なお、新規認定者に対する訪問支援は、コロナ禍における感染拡大防止のため、緊急事態宣言の発出及び都道府県知事から不要不急の外出自粛要請が出された地域の 18 人に対する訪問支援を中止せざるを得なかったことから、88.5%(令和2年度新規認定者数 156 人中 138 人)の実施に止まったものの、昨年度を上回る訪問支援実施率となった。

また、訪問支援の結果については、協力病院等や被害者団体等との意見交換の場においても活用し、より効果的な訪問支援の推進を図った。

### 【訪問後の受給者等の感想】

- ・どなたも非常に良い傾聴訓練を受けていると感心しており、また、前もって調査しているのか質問には的確な回答で親切丁寧です。
- ・真摯に話を聞いてもらえ、毎年報告できることを楽しみに、日々の介護の励みとしています。

- ・介護が始まったばかりで分からないことばかりでしたが、丁寧に色々と提案してもらえた。



### 3) コーディネーター（被害者支援専門員）の養成

被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するため、脳損傷や脊髄損傷による後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護センターにおいて5日間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修を実施した。これによりコーディネーター養成研修の修了者は平成28年度末全職員数の19.8%に達した。

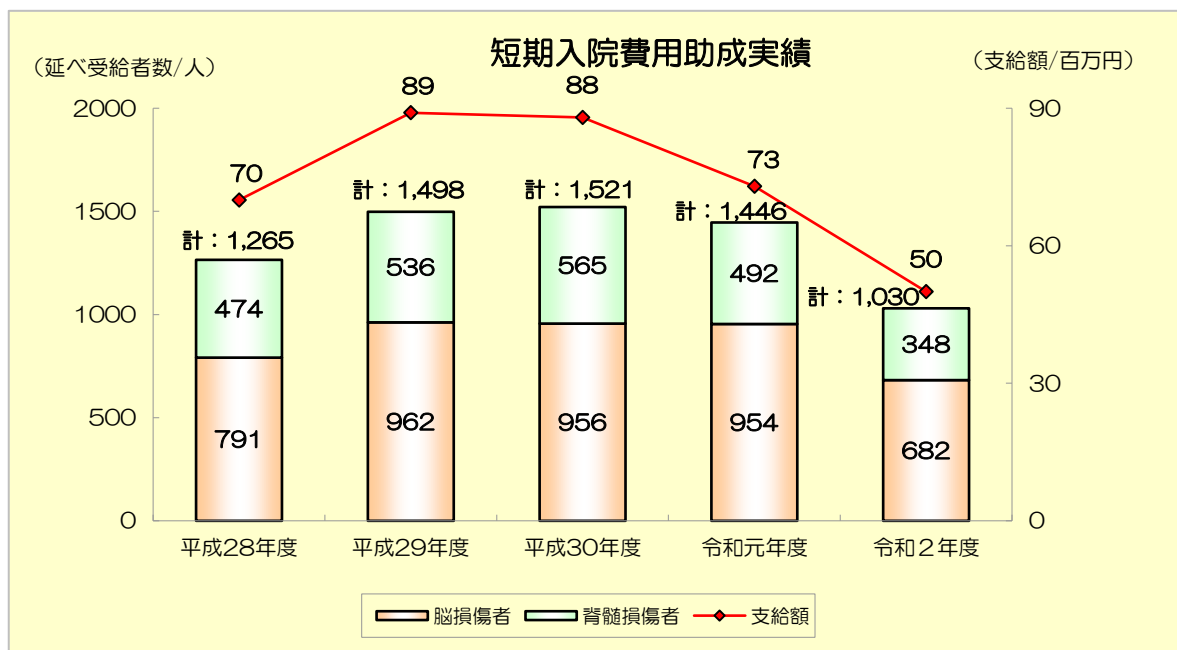
#### 【コーディネーター養成研修の開催実績】

- ・座学：令和2年10月8日～10月9日（本部） 5人
- ・実技：令和2年11月16日～11月20日（千葉療護） 5人

コーディネーターは、全国9主管支所に配置している。研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援実施数及び訪問支援への満足度の向上にも貢献している。

### 4) 短期入院・入所費用の助成

受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所の利用を促進するため、1,030人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として50百万円の費用を助成した。



#### 5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進

協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、各主管支所の主催により国土交通省、協力病院等、NASVA 本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会（協力病院等意見交換会）を開催し、情報共有や事例検討等による利用促進に向けた意見交換を行った。

なお、コロナ禍における感染リスク回避のため、一部を除き Web を活用した意見交換会とした。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を入手し、訪問支援等の際に受給者等に案内した。他方、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等及び協力病院等からの利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実施することで、協力病院等の利用促進を図った。

#### 【協力病院等意見交換会での主な報告・意見等】

（協力病院等からの報告・意見等）

- ・受給者等の交流会で実施した病院見学会がきっかけとなり入院したケースがあった。コロナ禍の影響で令和2年度は見学会ができなかったが、次年度は開催したいと考えている。
- ・コロナ禍のため、短期入院は受け入れているが、ご家族の方であっても面会のご遠慮いただいている。目的がレスパイト入院でも同様。
- ・多様な要望を求めるケースは比較的多いところだが、本当に対応が難しい場合はご家族と面談して対応できること、できないことをお伝えしている。
- ・短期入院の利用が伸びていない状況のため、ナスバから制度自体をもっと広めるようにするべき。

（被害者団体からの意見等）

- ・目的を問わず病院・施設との繋がりを持ち、それを継続化することが必要。本人だけではなく介助する家族も安心できる時間が持てることはとても大切だと考えている。



- ・短期入院・入所制度を知らないという方が多いと感じられることから、ご家族に対して周知をお願いしたい。



〔協力病院等意見交換会の様子〕

## 6) 受給者等の交流会の開催等

同じ境遇にある各ご家庭・受給者等の交流の場とするため、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国 50 支所全てで延べ 51 回開催した。

なお、コロナ禍における感染リスク回避のため、一部 Web を活用した交流会とした。交流会の場においては、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て介護料制度の説明、短期入所協力病院等の見学、災害対策チェックキットを使用したワークショップや成年後見制度に関する勉強会等を開催したほか、介護用品の紹介や、協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供を行った。

特に、仙台管内においては、コロナ禍を踏まえて全支所同時開催とし、いち早くオンラインによる接続と分身コミュニケーションロボット「OriHime」を用いた新しいスタイルの交流会を開催した。

### 【交流会に出席した受給者等の感想】

- ・皆さんの頑張っているお話しなどが聞けて、元気がもらえる思いです。
- ・私のような境遇におかれているのは自分一人ではないことが実感できた。
- ・障害は違いますが色々な方のお話が聞けたり病室も見学できたり良かったです。



〔交流会の様子〕

## 7) 介護に関する相談支援等の実施

主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員によって、療護施設等と連携し、1,155件の相談に対応し、介護に関する知識・技術等を提供した。そのなかで、主な相談内容は「体調に関する問合せ」、「NASVA の制度や取組」に関するものだった。

また、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVA で構成する被害者救済対策に係るあり方検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を行うとともに、国土交通省と連携し、NASVA ホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供した。

さらに、災害時安否確認のために受給者等の緊急連絡先を把握するとともに、令和2年7月の南九州豪雨、岐阜・長野の大雨及び令和3年2月の福島沖地震に関し、被災地域の受給者等に対して安否確認を実施した。

## 8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.39と同数値となる4.39の評価を得た。

令和2年度はWebを利用したアンケート調査を実施し、以下の項目について調査し、一番高い評価が得られた「在宅介護相談員による電話相談等の対応内容」の項目については、「親切・丁寧でわかりやすい対応であった」という声を多く頂いた。

### 【調査項目】

- ・在宅介護相談員による電話相談等の対応内容（4.55）
- ・訪問支援を受けたときの対応（4.46）
- ・機関誌「ほほえみ」の紙面の分かりやすさ（4.26）
- ・介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.27）

### 【調査の概要】

- ・調査期間：令和3年2月
- ・調査対象：令和2年12月現在の介護料受給者の家族
- ・調査数：4,689世帯
- ・回収数：1,257件（26.8%）

## 自己評価とその根拠

介護料の適切な支給を行ったことをはじめ、訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、受給者支援業務システムを活用した業務の効率化等により、目標を上回る訪問支援を実施し、かつ昨年度を上回る訪問支援率になったほか、短期入院等の利用促進や交流会実施等についても確実に取り組んでいる。

また、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も継続して実施しており、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。



### **課題と今後の対応**

引き続き介護する家族等への相談対応や必要な情報の提供をはじめ、被害者ニーズに即したより効果的な訪問支援を実施することとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言の発出及び都道府県知事から不要不急の外出自粛の要請や介護料受給者等が感染リスクを回避するために訪問支援を遠慮される事例もあり、これまで継続してきた介護料受給者等への精神的支援に切れ目が生じる懸念があることから、Web を活用したリモート方式による訪問支援を試行的に実施する。

## (2) 被害者援護業務

### 4) 貸付・精神的な支援の実施

#### 中期目標

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士との交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。  
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。

#### 【指標】

- ・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度の平均回収率38.0%）

#### 中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同士との交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。  
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。
- ② 貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。

#### 年度計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。  
また、子供を主体とした体験教室等による友の会の集い及び家族同士や保護者のための交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。  
なお、交通遺児家族等同士との交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。
- ② 市区町村等へ貸付制度の周知を徹底します。  
また、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（令和2年度）について、4.61以上とします。

#### 評価の視点

精神的支援が効果的に実施されているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 交通遺児等62人に対し、12百万円の無利子貸付を実施した。
- 2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。  
（友の会の集い）
  - ・被害者家族同士との交流の場として「友の会の集い」を実施。全国各支所において480人が参加した。
  - ・保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ120回実施した。なお、新型コロナウイルス感染防止のためマスクの着用、手洗い手指消毒を励行し換気を十分行うなどの対策を講じたうえで、被害者家族同士との交流の場を継続して提供することにより、コロナ禍でさらに必要とされている精神的支

援を実施した。

#### （友の会コンテスト）

- ・令和2年度は「写真コンテスト」を実施。友の会会員451人から応募があり、受賞者85人を決定した。なお、本部及び支所が開催する表彰式は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

3）警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による交通事故被害者サポート事業において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組に相談窓口等関係者として参画（警察庁主催）。

- ・広島県の関係団体を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」（令和2年11月25日：オンライン配信で開催）に参画。
- ・全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（令和2年12月18日：オンライン配信で開催）に参加。

#### 4）交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

令和2年度については、WEBを活用して交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5段階評価）を実施し、その結果、目標値の4.61以上を上回る4.69の評価を得た。

##### 【調査の概要】

- ・調査期間：令和3年2月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（628世帯）
- ・回収数：239通（回収率：38.1%）

#### 〔NASVA 主催による各種行事〕



〔友の会の集い〕



〔保護者交流会〕



〔令和2年度 友の会写真コンテスト：【最優秀賞作品】：『若狭の風景』〕

### 自己評価とその根拠

友の会の集い、保護者交流会、友の会コンテストなどNASVAならではの精神的支援を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### 課題と今後の対応

引き続き、友の会の集いや保護者交流会などを効果的に実施し、交通遺児等への精神的支援を強化する。

また、利用者等のニーズの把握に努め、引き続きその支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討する。

理事長達、被害者援護部長事務連絡により、当面の交流会の開催運用方について明示し、新しい生活様式等を参考にして新型コロナウイルスに最大限の注意を払いながら実施していけるよう示している。

## (2) 被害者援護業務

### 5) 債権管理・回収の強化

#### 中期目標

- ④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。  
あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。

#### 中期計画

- ④ 早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。  
また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。
- ⑤ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

#### 年度計画

- ④ 令和元年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施し、債権管理・回収の一層の強化を行います。  
また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。
- ⑤ 債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

#### 評価の視点

貸付債権の適正な管理を行い、回収率90%以上を確保するために各主管支所や貸付利用者へ周知徹底を行っているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- ・ 債権回収率：92.7%

| 回収予定額（A）※1 | 回収額（B）※2 | 回収率（B÷A） |
|------------|----------|----------|
| 286.5億円    | 265.6億円  | 92.7%    |

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

- ・ 債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、債権分類に基づき目標折衝率を定め、早期折衝を行った。また、早期折衝をするように各主管支所へ被害者援護業務実施基準等を作成し周知を図った。

|        | 要折衝債務者数※1 | 実施債務者数 | 折衝率※2  |
|--------|-----------|--------|--------|
| 一般債権   | 190人      | 203人   | 106.8% |
| 貸倒懸念債権 | 4,486人    | 3,174人 | 70.8%  |

※２一般債権は８０％以上、貸倒懸念債権は６０％以上と目標を設定している。なお、年度途中で未納金が計上された場合に新たな折衝の対象となり、それら債務者に対しても折衝することから、折衝率が１００％を超えることがある。

(別紙2)

通知例（猶予中の着用）

自対機□□□第□号

平成□□年□月□日

○○ ○○ 様

独立行政法人自動車事故対策機構

○○支所長

○○ ○○様へ貸付した交通通児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了の児童へ生活資金を貸付（無利子貸付）し、義務教育終了後（上級学校進学者は同校を卒業後）20年間で返還して頂く交通通児等生活資金貸付を実施しております。

当機構は、平成○○年○月～平成○○年○月までの間、親権者であった○○ ○○様からの申込を受け、

○○ ○○様に対し、総額○○○○○円の交通通児等生活資金貸付を行いました。

○○ ○○様の交通通児等生活資金貸付金の返還については、平成○○年○月～平成○○年○月までは月額○○○○○円となっております。（高等学校進学中の平成○○年○月～平成○○年○月までは返還滞り期間となっております。）

この貸付につきましては、既に既承担着していることと思いますが、○○ ○○様が成年に達しましたので、改めてご連絡させていただきました。

返還いただいた交通通児等生活資金貸付金は、再び他の交通通児等の生活を支えるための貸付にあてられることになっておりますので、卒業後本貸付金の返還を行っていただけますよう、ご理解、ご協力をお願い致します。

なお、本件に関しまして、不明な点がございましたら、○○ ○○様に確認して頂くとともに、直接、下記連絡先までお尋ねください。

また、返還等に関してお困りの場合は、お早めにご相談ください。

記

支所連絡先

機構や国交省HPのURL等

(別紙1)

通知例(既に返還を開始している者用)

自対機□□□第□号  
 平成□□年□月□日

○○ ○○ 様

独立行政法人自動車事故対策機構  
 ○○支所長

○○ ○○様へ貸付した交通通児等生活資金貸付の返還について

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当機構は、国土交通省の所管法人で、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づき、義務教育終了の前  
 輩へ生活資金を貸付(無利子貸付)し、義務教育終了後(上級学校進学者は同校を卒業後)20年間で返還  
 して頂く交通通児等生活資金貸付を実施しております。

当機構は、平成○○年○月～平成○○年○月までの間、親縁者であった○○ ○○様からの申込を受け、  
 ○○ ○○様に対し、総額○○○○○円の交通通児等生活資金貸付を行いました。

○○ ○○様の交通通児等生活資金貸付金の返還については、平成○○年○月～平成○○年○月まで月額  
 ○○○○○円となっております。既に○○○○○円のご返還(○月○日現在)をいただいております。

この貸付金につきましては、既に承知されていることと思いますが、○○ ○○様が成年に達しましたの  
 で、改めてご連絡させていただきました。

返還いただいた交通通児等生活資金貸付金は、再び他の交通通児等の生活を支えるための貸付にあてられ  
 ることになっておりますので、引き続き、当該貸付金の返還を行っていただけますよう、ご理解、ご協力  
 をお願い致します。

なお、本件に關しまして、不明な点がございましたら、○○ ○○様に確認して頂くとともに、直接、下  
 記連絡先までお尋ねください。

また、返還等に關してのお困りの場合は、お早めにご相談ください。

記

支所連絡先  
 機構や国交省HPのURL等

## (2) 被害者援護業務

### 6) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動

#### 中期目標

療護施設の周知徹底をはじめ、自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

あわせて、不知によりサービスが享受できないことがないよう HP やパンフレット、地方自治体等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行う。

#### 【指標】

- ・ホットラインの相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度まで平均相談件数 3,117 件）
- ・在宅介護相談窓口における相談件数（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均相談件数 1,960 件）
- ・各支所の管轄する地域の病院、警察署、地方自治体、学校等に対する広報活動件数

#### 中期計画

- ① 自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。

#### 年度計画

- ① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう情報案内サービスを含めた被害者援護制度の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、地方公共団体、病院等を訪問又は当該機関が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関と連携した周知活動を行います。

#### 評価の視点

- ・被害者等のニーズに応じた相談対応がなされているか。
- ・広報活動において病院等にどれだけ周知が出来たか。



1) ホットラインの利用向上のため、以下の取組を実施した結果、ホットラインの受付件数 1,389 件、相談窓口紹介先件数は 1,256 件となった。

- ・交通事故被害者に向けた「被害者援護制度紹介リーフレット」や「被害者援護制度紹介チラシ」を作成し、全国に支所を有する体制を活用し、各関係機関に対し周知を行った。
- また、オレンジギャラリー（池袋）及び日本自動車会館（芝大門）で開催した「ナスバギャラリー－N東京の場でも同様に配布した。



〔チラシ（表）〕



[チラシ (裏)]



〔リーフレット（表紙）〕



[ホットライン掲載ページ]



## 2) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

- ・各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設等と連携して 1,155 件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施した。
- 主な相談内容は「体調に関する問合せ」、「NASVA の制度や取組」等

## 3) 被害者援護に係る情報発信

- ・機関誌「ほほえみ」を年 4 回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事として、新たに短期入院の協力病院の指定となった病院の紹介や介護者からの投稿による介護の参考となる情報提供等、受給者から要望のあった有益な記事を掲載した。
- ・国土交通省と連携し、NASVA ホームページ内に介護者なき後（親なき後）問題に関する情報を引き続き掲載した。

## 4) 日本損害保険協会を通じた周知活動

- ・昨年度に引き続き、日本損害保険協会に対し、NASVA の被害者援護業務の周知について働きかけを行い、同業務に係るリーフレット等の配布を実施した。

## 5) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による交通事故被害者サポート事業において、貸付制度等の周知をした他、以下の取組に相談窓口等関係者として参画。（警察庁主催）

- ・広島県の関係団体を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」（令和 2 年 11 月 25 日：オンライン配信で開催）に参画。
- ・全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（令和 2 年 12 月 18 日：オンライン配信で開催）に参加し、貸付制度等について周知を行った。

## 自己評価とその根拠

交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題を始めとする必要な情報の提供も継続して行っているなど、年度計画を十分に達成しているものと判断し B 評価とするものである。

## 課題と今後の対応

引き続き、交通事故被害者等に対する相談支援の充実、各種情報の発信を積極的に行う。

### (3) 自動車アセスメント業務

#### 1) 効率的・効果的な試験・評価の実施

##### 中期目標

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ（以下、「ロードマップ」という）に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行う。
- ② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

【重要度：高】

高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成28年11月15日）における総理指示を踏まえ、先進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整えていく必要があるため。

- ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。

【難易度：高】

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

##### 中期計画

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、車線維持支援装置、夜間における歩行者に対する被害軽減ブレーキ、高機能走行用前照灯、ペダル踏み間違いによる誤発進抑制装置などの評価方法の策定のための検討を行うとともに、衝突安全性能評価をより効果的なものとするための検討を行います。

また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。

- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。

##### 年度計画

- ① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。





予防安全性能評価の内容

## 2) 自動車安全性能評価結果

- 令和2年度の評価を表す自動車安全性能2020においては、最高評価であるファイブスター賞を6車種が獲得した。ファイブスター賞の平均評価得点数は190点満点中約177点と高いレベルが示された。また、令和2年度のファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものをファイブスター大賞として表彰することとするなど、メーカーにより安全な自動車の開発を促す取り組みを行った。

### ファイブスター賞受賞車両

| ブランド名 | 受賞車種             |
|-------|------------------|
| トヨタ   | ハリアー、ヤリス、ヤリス クロス |
| ホンダ   | フィット             |
| 日産    | デイズ/デイズ ハイウェイスター |
| スバル   | レヴォーグ            |

### ファイブスター賞の平均評価得点推移

| 年度     | 5★賞<br>平均評価<br>得点 | 最高評価得点（車種）                    | 5★賞<br>受賞車種数 |
|--------|-------------------|-------------------------------|--------------|
| 平成27年度 | 180.9             | 188.2（マツダ：CX-3）               | 5車種          |
| 平成28年度 | 182.3             | 199.7（スバル：インプレッサ）             | 6車種          |
| 平成29年度 | 183.7             | 193.9（マツダ：CX-8）               | 9車種          |
| 平成30年度 | 88.9              | 96.5（スバル：フォレスター、<br>トヨタ：クラウン） | 8車種          |
| 令和元年度  | 87.4              | 88.9（トヨタ：RAV4）                | 8車種          |
| 令和2年度  | 177.30            | 186.91（スバル：レヴォーグ）             | 6車種          |

※令和元年度までは、ファイブスター賞は衝突安全性能評価のみ。なお、平成30年

度から評価方法が変更となり、単純な比較はできない。

- 以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。

### 3) 充実のための取組・情報共有

- わかりやすく評価結果を情報提供するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した総合評価を導入した。
- 自転車対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。
- 交差点対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価方法を策定するための検討を行った。
- 前面衝突試験について、ムービングバリアを用いる試験方法の検討を行った。
- Global NCAP世界会議（隔年開催）については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されなかった。一方で評価のための検討に資する情報を海外アセスメント関係機関（Euro NCAP）と10月にWEB会議により意見交換を実施した。

### 4) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（※）は、80.9%となった。

なお、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、通常よりスケジュールが大幅に遅れた中、最大限の車種数が実施できるよう取り組んだ。

※年間新車販売台数のうち、自動車アセスメント評価実施車種の販売台数の占める割合

### 自己評価とその根拠

- 多くの車種について効率的かつ公正な試験・評価に取り組み、自動車安全性能評価においては、引き続き高い得点で推移しており、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上が表れている。
  - 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は達成できた。
- 以上により、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### 課題と今後の対応

- 自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に向け、引き続き効果的な方策について検討を行う。
- 自転車対応の「被害軽減ブレーキ」等について、評価導入のための検討を行う。

### (3) 自動車アセスメント業務

#### 2) わかりやすい情報提供

##### **中期目標**

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。
- なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

##### **中期計画**

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
- また同様に、シートベルトやチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、適切に使用しない場合の影響等がわかる情報をパンフレット、ホームページ等に分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。
- なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。

##### **年度計画**

- ④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。
- ア より安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。
- イ ホームページにおいて情報提供を行います。
- ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に50件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。

#### **評価の視点**

ユーザーのニーズに沿ったわかりやすい情報提供がなされているか。

#### **当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報**

- 1) ・令和2年度の配布のために、パンフレットについては、衝突安全性能評価を約29万部、予防安全性能評価を約37万部、チャイルドシート安全比較BOOKを約27万部、事故自動通報システム機能評価を約2万部作成した。また、今後の令和3年度の配布に向けては、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した5段階評価や総得点により、自動車の安全性能の評価結果をわかりやすく表示することとした。それに伴い、パンフレットを統合、簡素化し、わかりやすく手に取りやすいものとした。





- ・パンフレット以外に、アセスメントの広報用チラシを約25万部作成した。



- ・パンフレット等は、各都道府県のバス協会などが主催するイベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅等で配布した。
- ・チャイルドシート安全比較BOOKについては、産婦人科や小児科の病院等でも配布した。

- 2) ・パンフレットとともに、引き続き、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報をスマートフォン等でも見やすくするために、QRコードを記載したチラシを作成した。

  - ・自動車アセスメントのホームページでは、引き続き、衝突試験等の動画を掲載し、どのような試験を行っているかわかりやすく紹介している。
  - ・また、予防安全装置については、パンフレット、ホームページ、試験映像、Facebookの紹介でも、正しく使用しない場合や気象条件や路面状態等の条件によっては、自動車の安全装置等が作動しなかったり十分な効果を発揮しないことを表示し、過信について注意喚起をしている。
  - ・年度中のホームページのアクセス件数は約73万件となった。
  - ・主管支所等の担当職員への自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するための研修を実施した。
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベントが中止となる中、地方の交通関連イベント等でパンフレットの配布を行ったほか、医師会を通じて産婦人科病院へチャイルドシート



トパンフレットの配布拡大、地方ラジオ局番組への職員出演による広報、介護料受給者交流会等で理解を深められるような広報活動を全国で60回実施した。

### ＜各都道府県でのアセスメント広報活動の様子＞



交通安全キャンペーン（香川県）



のりものフェスタinたかやま（岐阜県）

3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止になる状況下において、以下のような新たな取り組みを行った。

- ・令和2年8月24日に「令和元年自動車アセスメント結果表彰式」を実施した上で、その模様を編集してYouTubeで動画放映をした。

4) 令和3年4月からの警察庁の運転免許更新時の講習映画で先進技術の紹介をする際に、試験映像を使用上の注意点とともに提供することにより、ユーザーの理解促進及び自動車アセスメントの認知向上につながる取り組みとした。なお、全国で年間1500万人程度が視聴する見込み。

### ＜運転免許更新時の講習映画＞



※出典 警察庁



### **自己評価とその根拠**

広報手段として、多くの人に容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、パンフレットやチラシを作成し各イベント等において広く配布したほか、介護料受給者交流会等で理解を深められるような広報活動を実施した。

また、全国各地における広報活動については、年度計画を上回る60回もの開催により、昨年度に引き続き幅広く周知活動を行った。

この取組に連動してパンフレット等の作成数が総数約120万部となった。さらに、自動車アセスメントのホームページのアクセス数は約73万件となった。

以上により、広報活動の実施件数が年度計画を上回ったこと、YouTubeによるイベント公開や多数が視聴する運転免許更新時の講習映画への協力などの取り組みを行うことにより自動車アセスメントの認知度の向上に寄与したことなど、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

新型コロナウイルス感染症を踏まえた、交通関連イベント等減少に伴う広報活動のあり方については引き続き検討する必要がある。

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等

#### 中期目標

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。

#### 中期計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

#### 年度計画

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

### 評価の視点

効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。

### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

令和2年11月、行政改革推進本部事務局から発出された事務連絡「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し」に基づき、独立行政法人に対しても適切な対応が求められたことをきっかけとして、当該3業務にかかる業務の総点検を実施した。これにより、計130件の手続を洗い出し、速やかに見直しを行った（国が所掌する関係法令等の改正に合わせて対応する手続は、その進捗に則り順次対応）。

さらに、総務・人事・会計業務以外の業務にかかる内部手続についても、同様の観点から点検を行うとともに、主管支所・支所の担当者の負担軽減等の観点から、本部から求めている各種報告についても精査を行った。これにより、書面・押印・対面手続として2件、各種報告については、廃止を含む計9件の見直しを進めた。

このほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延に際し、Web会議システムを有効活用することにより、効率的な業務運営体制の確保、経費削減に努めた上、テレワークシステムを本部に導入し、コロナ禍においても安定的な業務運営を可能とする環境整備を図った。

### 自己評価とその根拠

内部手続にかかる書面・押印・対面手続や各種報告にかかる精査・見直しを行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策として、Web会議システム、テレワークシステムの活用により、業務運営の効率化、管理業務の簡素化、経費削減などを着実に図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。

### 課題と今後の対応

今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。

## (2) 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進

### 中期目標

- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で10%以上削減する。
- ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

### 中期計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で15%以上削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。  
具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。  
また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

### 年度計画

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和3年度末までに、平成28年度比で15%以上削減するため、令和2年度において、令和元年度予算の1.99%に相当する額を削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和3年度末までに、平成28年度比で10%以上削減するため、令和2年度において、令和元年度予算の1.23%に相当する額を削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。

具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

## 評価の視点

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、「令和2年度予算運営費交付金の算定ルール」（P.69参照）における効率化係数（一般管理費0.9801／年、業務経費0.9877／年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の1.99%、業務経費については前年度予算の1.23%に相当する額が削減されているか。
- 2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「令和2年独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、契約の競争性及び透明性が確保されているか。

## 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

- 1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

### ○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲1.99%削減）の経費削減▲2.34%を達成した。

### 一般管理費（特殊要因等を除く）の令和2年度削減目標及び削減実績額

| 削減目標額           | 削減実績額             |                 |
|-----------------|-------------------|-----------------|
|                 |                   | 対前年度予算比         |
| ▲5百万円           | ▲6百万円             | ▲2.34%          |
| 削減目標額 ▲5百万円 =   | 削減実績額 ▲6百万円 =     | 対前年度予算比▲2.34% = |
| 前年度予算額 256百万円 × | 令和2年度決算額 250百万円 - | 削減実績額 ▲6百万円 ÷   |
| 削減目標率 ▲1.99%    | 前年度予算額 256百万円     | 前年度予算額 256百万円   |

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲1.23%削減）を上回る経費削減▲1.56%を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の令和2年度削減目標及び削減実績額

| 削 減 目 標 額                                           | 削 減 実 績 額                                                | 対前年度予算比                                               |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|                                                     |                                                          |                                                       |
| ▲40百万円                                              | ▲51百万円                                                   | ▲1.56%                                                |
| 削減目標額 ▲40百万円 =<br>前年度予算額 3,265百万円 ×<br>削減目標率 ▲1.23% | 削減実績額 ▲51百万円 =<br>令和2年度決算額 3,214百万円 -<br>前年度予算額 3,265百万円 | 対前年度予算比 ▲1.56% =<br>削減実績額 ▲51百万円 ÷<br>前年度予算額 3,265百万円 |

（注）単位未満四捨五入のため、額及び値が一致しない場合がある。

## 2) 調達等合理化計画の実施状況

○ 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、「令和2年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定した。

計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「令和2年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施した。

### 自己評価とその根拠

令和元年度予算に対し、一般管理費1.99%、業務経費1.23%以上の削減を図っているほか、「令和2年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### 課題と今後の対応

引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。



### (3) 外部評価の実施、公表

#### 中期目標

- ④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

#### 中期計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注7）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注7）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

#### 年度計画

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注10）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注10）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

#### 評価の視点

業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。

#### 当該年度おける取組、その他評価の参考となり得る情報

令和3年6月15日に「第35回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、令和2年度業務実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。

なお、これに先立ち、令和2年11月20日に「第34回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、令和2年度上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。

#### 令和2年度業務の改善状況等に関する評価

##### 1. 組織運営・内部統制の充実強化・人材育成・効率的な運営体制の確保等

組織運営・内部統制の充実強化については、内部監査の強化を目的とした内部監査室長の専任化、職員のコンプライアンス遵守の徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長の新たな配置（専任化）、また、ハラスメント防止やリスク管理の徹底を図るための規程類の改正などを着実に進めたことは評価できる。

また、役職員への教育の充実の目的から、若手職員（スタッフ、チーフ）向けのフォローアップ研修の新設、従前から開催していたアシスタントマネージャー研修、チーフ研修、新任マネージャー研修においては、コンプライアンスや人材育成に関する事例を題材に、



受講する職員が自ら考えるタイプの研修を実施するなど、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方をより深く理解させるための見直しを行い、内容の充実強化を図ったことは評価できる。

このほか、就業規則やコンプライアンスなどにかかる E ラーニングの実施、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会を計 6 回開催し、リスク発生状況、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策を取る必要があるリスクにかかるチェックリストの作成、リスク情報については、毎月、機構内のイントラネットですべての職員に横展開して再発防止の徹底を図っていることは評価できる。

なお、令和元年 12 月に発覚した適性診断業務のインターネット予約率にかかる不適正な業務処理事案の発覚を契機として、理事長の揺るぎのないリーダーシップのもとに強化してきた様々な取組の効果は、着実に組織全体に浸透しており、役職員に行った「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック」結果では、95%の役職員が「変化があった・変化しつつある」と回答しており、組織のカルチャーが改められ、開かれた、風通しのよい体制づくりが一層進んでいることを改めて確認した。今後も引き続き、組織体制の充実強化に邁進されたい。

情報セキュリティ対策については、全役職員等に対し、最近の情報セキュリティ情勢等を踏まえて内容を一新した E ラーニングや実践に近い形での標的型攻撃メール訓練の実施、また、情報セキュリティ関連規程類を改正するなど、情報セキュリティの適正な監視と強化に取り組んだことは評価できる。

業務運営の効率化等については、令和 2 年 11 月、行政改革推進本部事務局から発出された事務連絡「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続きにおける書面・押印・対面の見直し」に基づき、独立行政法人に対しても適切な対応が求められたことをきっかけとして、機構全体の業務にかかる縦点検を実施し、速やかに見直しを進めるとともに、主管支所・支所の担当者の負担軽減等の観点から、本部から求めている各種報告についても精査の上見直しを行うなど、管理業務の簡素化も合わせて実施したことは評価できる。また、調達等合理化計画に基づく取組等により、一般管理費及び業務経費の削減について目標を達成したことも評価できる。

人材の育成・活用については、産業カウンセラーの資格取得者を適性診断業務に、介護職員初任者研修受講者を被害者援護業務にそれぞれ配置するなど、引き続き人材の有効活用を図っている。また、「NASVA 人材育成方針」に基づき、年齢や勤続年数にとらわれない優秀な職員の積極的登用を図るとともに、管理職再任用職員としての継続雇用については、管理職としての能力及び経験等を考慮し登用するなど、職員の能力・やる気を活かす人事管理や組織づくりに取り組んだことは評価できる。

自動車事故対策に関する広報活動については、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）である「NASVA Facebook」ページの運用、交通刑務所の受刑者に対する講演活動、自動車事故被害者による絵画や書道などを展示する「NASVA ギャラリー」によるマスメディアへの広報活動などを着実に実施した。なお、今年度は、昨年度から実施している組織内のノウハウの横展開により、NPO 法人との連携による企画の規模

の拡張、国の組織とのコラボレーションの実現など、多様な企画の実施に結びつき、機構の活動や認知度の向上に大きく寄与した取組が認められたことは高く評価できる。

自己収入の確保についても、新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ中、各療護センターにおける積極的利用を訴える周知活動を粘り強く行った結果、高度先進医療機器の外部検査の受託が一定の成果につながっていることや、自動車メーカー等からの委託試験についてもできる限りの受入が図られていることは評価できる。

## 2. 被害者援護業務関係

療護施設の設置・運営、治療・看護の充実においては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、従来からのきめ細かく質の高い治療・看護を実施するとともに、療護施設間の緊密な連携を図り、療護施設機能一部委託病床においても同様の治療・看護を実施した。また、入院患者の治療改善効果の更なる向上を目指して、「ナスバスコア」を用いた治療改善度に係る分析結果を療護施設における症例検討などへの活用、療護看護プログラムの実施など、医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、「一貫症例研究型委託病床」においては、症例研究を推し進める目的から、令和2年12月に拡充し、令和3年1月から患者の受入を開始した。さらに、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年度に予定している「小規模委託病床」の公募に向けた検討を行った。こうした取組を通じて治療効果を高めてきた結果、令和2年度は17人の方が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると27人となっており、個々の患者の態様に即した治療・看護が適切に行われた成果として評価できる。

療護施設で得られた知見や成果については、新型コロナウイルス感染症の影響から、これまでの主要な発表の場であった学会が軒並み中止となる中、他の各種学会に誌上発表するなど積極的に発表の場を求めることにより、学会等での発表件数は34件と目標を達成し、療護施設で得られた貴重な知見・成果の普及促進が着実に図られたことは評価できる。

介護料関係については、介護料受給資格者に対する訪問支援について、新規認定者138人を含む3,541人に対して実施し、令和元年度末の介護料受給資格者数に対する実施割合が75.6%となったことなど、充実した支援が行われたことは評価できる。また、被害者援護業務の牽引役として貢献が期待されるコーディネーター（被害者支援専門員）の養成に向けて、実技研修を実施し、平成28年度末全職員数に対する研修修了者割合が目標を上回っていることも評価できる。

なお、同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流会については、新型コロナウイルス感染症の影響が及ぶ中、感染対策に万全を期し、受給者等のニーズやスケジュール調整などを綿密に行い、悩み解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を目的に全国50支所全てで開催した。特に、一部の主管支所では、管内の全支所同時開催とし、いち早くオンラインによる接続と分身コミュニケーションロボット「OriHime」を用いた新しいスタイルの交流会を開催しており、今後の支援の新機軸を打ち出したことは高く評価できる。

交通遺児等に対する精神的支援としては、交通遺児等への無利子貸付を着実に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上、家族等を対象にした「友の

会の集い」や「保護者交流会」の実施、「友の会コンテスト」の開催など、機構ならではの支援を行い、友の会会員からも好評を博したことは評価できる。

自動車事故被害者等への相談対応・広報活動については、交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービスの実施、他機関が主催するイベントへの積極的な参加を通じて、機構が実施している被害者援護業務など各種制度の周知に加え、介護者なき後（親なき後）問題をはじめとする必要な情報提供も行っていることは評価できる。

### 3. 安全指導業務関係

全国 50 支所において、1,887 回の指導講習（受講者数 107,801 人）、受診端末 4,208 台を活用した適性診断（受診者数 411,473 人）を実施した。とりわけ、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、政府機関等が発出している指針を参考にしながら、公衆衛生の専門家の監修の下にガイドラインを作成し、安全・安心な受講等機会の提供や指導講習における「動画配信方式」による講習会を実施したことは、機構の使命であるユニバーサルサービスの確保に資する取組として評価できる。また、インターネット予約率についても、指導講習、適性診断ともに目標を上回っていることは評価できる。

高齢者対策としては、指導講習視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のために」を他の認定機関等に対して無償貸与し放映してもらう取組、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて研究開発を実施するなど、国が行う事故防止対策等に貢献していることは評価できる。

さらに、民間参入希望団体等に対する安全指導業務の実施機関認定取得のための支援や参入後の安全指導の質の確保についても、各種研修を実施しているほか、他の認定機関に対する教材の頒布やナスパネットの提供などにより着実に取り組んだ結果、いずれも目標を大きく上回ったことは高く評価できる。

安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価の実施、関係講習会、コンサルティング、講師派遣、安全マネジメントセミナーの実施、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）への協力など積極的に取り組み、自動車運送事業者の安全マネジメントに対する意識の向上を図ったことは評価できる。

貸切バス事業関連については、同事業許可の更新制の導入に伴い、行政処分を受けた事業者が更新許可申請までに必要となる運輸安全マネジメント評価の実施に携わる専門要員の確保・育成、また更新制度の周知を図る目的から、全国組織である利点をフル活用し、運行管理者指導講習や運輸安全マネジメント認定セミナー等の休憩時に PR 動画を放映するなど、国が実施しようとする自動車事故の発生の防止を目指した対策について、着実に取り組んだことは評価できる。

### 4. 自動車アセスメント情報提供業務関係

自動車アセスメントについて、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性能」を導入した。これは、5段階評価

や総得点により、自動車の安全性能の評価結果を分かりやすく自動車ユーザー等に伝えるための見直しであり、自動車安全性能の評価9車種、チャイルドシート安全性能の評価5製品について試験を実施した。その結果、総合評価においては、最高評価であるファイブスター賞を6車種が獲得したほか、ファイブスター賞の平均評価得点が約177点（190点満点中）となり、ファイブスター賞該当車種のうち最高得点のものをファイブスター大賞として表彰することとするなど、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されていることは評価できる。

また、自転車対応及び交差点対応の「被害軽減ブレーキ」にかかる評価方法を策定するための検討、前面衝突試験にかかるムービングバリアを用いる試験方法の検討など、自動車アセスメントの内容を充実させたことは評価できる。

自動車アセスメント情報提供業務として、ホームページでの衝突試験等の動画掲載、最新の自動車アセスメント情報等をスマートフォンでも閲覧しやすくするため、QRコードを記載したチラシ作成のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止になる状況の中、令和2年8月に実施した「令和元年自動車アセスメント結果表彰式」のYouTubeでの放映、多数が視聴する運転免許更新時の講習映画の協力などの新しい取組を行い自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは高く評価できる。

以上のとおり、第四期中期計画期間の4年目となる令和2年度の機構の組織運営・業務運営については、新型コロナウイルス感染症の影響が収入や厳しい効率化を求められるなど多岐に及ぶ中、士気を落とすことなく、役職員が一丸となり、機構の公的な責務を果たすために、様々なアイデア出しや地道な働きかけなどを行い、適切かつ堅調になされている。これは組織全体のマネジメント力の賜であり、高く評価する。

第四期中期計画の最終年度となる令和3年度については、今般、中期目標の期間の終了時に見込まれる評価のための業務の進捗について確認した。引き続き、年度計画に基づき各種の取組を着実に実施するとともに、来るべき第五期中期計画の礎とすることを期待する。

### **自己評価とその根拠**

業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

引き続き、業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。



#### (4) 業務の電子化及びシステムの最適化

##### **中期目標**

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ＩＣＴの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

##### **中期計画**

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

##### **年度計画**

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

#### **評価の視点**

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図っているか。

#### **当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報**

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止及び働き方改革の一環として、本部役職員、主管支所の管理職を対象にテレワークシステムを新たに導入し、新型コロナウイルスの感染防止を図るとともに、業務の簡素化・効率化を図った。
- ・電子決裁を可能とする規程改正及びシステム導入を行い、業務の電子化を図った。
- ・WEB会議システムについて、システム更新を機に広く普及している製品に切替えることで、組織内外での会議・研修等のWEB化が飛躍的に拡大し、業務の簡素化・効率化が促進された。また、製品切替においてコストの削減にも取り組み、費用面での効率化も図ることができた。
- ・令和2年4月より、システムの専門知識を有する者を新たに雇用し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認を行う体制を構築し、各システムの最適化や費用面での効率化を進めている。
- ・各部署で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握する体制を整え、情報システム台帳や契約状況一覧表で管理し、システム改修の機会を捉えたシステムの最適化を検討している。

#### **自己評価とその根拠**

テレワークシステムの新規導入、電子決裁の新規導入、WEB会議システム更新による利用拡大により、業務運営の簡素化・効率化を図るとともに、システムのコスト削減にも取り組み、費用面での効率化も図ることができた。

また、システムの最適化を推進するために体制の強化を図り、業務運営の簡素化及び効率化についても着実に検討していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

#### **課題と今後の対応**

今後も引き続き業務の電子化や各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図る。

### 3. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

##### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

##### 中期計画

#### 中期計画予算（平成29年度～平成33年度）

##### 予 算

（単位：百万円）

| 区 分       | 安全指導<br>業務等   | 被害者援護<br>業務   | 自動車アセス<br>メント情報提<br>供業務 | 法人共通         | 合 計           |
|-----------|---------------|---------------|-------------------------|--------------|---------------|
| <b>収入</b> |               |               |                         |              |               |
| 政府借入金     | 0             | 1,872         | 0                       | 0            | 1,872         |
| 運営費交付金    | 1,806         | 22,434        | 3,296                   | 6,014        | 33,550        |
| 施設整備費補助金  | 0             | 991           | 0                       | 0            | 991           |
| 政府補助金     | 0             | 16,661        | 0                       | 0            | 16,661        |
| 回収金等収入    | 0             | 1,971         | 0                       | 0            | 1,971         |
| 業務収入      | 11,934        | 0             | 0                       | 0            | 11,934        |
| その他収入     | 271           | 0             | 32                      | 67           | 370           |
| <b>計</b>  | <b>14,012</b> | <b>43,929</b> | <b>3,327</b>            | <b>6,081</b> | <b>67,350</b> |
| <b>支出</b> |               |               |                         |              |               |
| 人件費       | 7,918         | 2,453         | 516                     | 4,777        | 15,664        |
| 業務経費      | 3,430         | 35,784        | 2,637                   | 0            | 41,851        |
| 施設整備費     | 0             | 991           | 0                       | 0            | 991           |
| 一般管理費     | 2,664         | 825           | 174                     | 1,305        | 4,968         |
| 貸付金       | 0             | 205           | 0                       | 0            | 205           |
| 借入金償還     | 0             | 4,242         | 0                       | 0            | 4,242         |
| <b>計</b>  | <b>14,012</b> | <b>44,500</b> | <b>3,327</b>            | <b>6,081</b> | <b>67,920</b> |

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

##### 【人件費の見積り】

中期目標期間中総額12,562百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

##### 【運営費交付金の算定ルール】

別添のとおり

##### 【注記】

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

## 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分                    | 安全指導<br>業務等   | 被害者援護<br>業務   | 自動車アセスメン<br>ト情報提供業務 | 法人共通         | 合 計           |
|------------------------|---------------|---------------|---------------------|--------------|---------------|
| <b>費用の部</b>            | <b>14,210</b> | <b>39,200</b> | <b>3,338</b>        | <b>6,157</b> | <b>62,905</b> |
| 経常費用                   | 14,210        | 39,197        | 3,338               | 6,157        | 62,903        |
| 人件費                    | 7,918         | 2,453         | 516                 | 4,777        | 15,664        |
| 業務費                    | 3,318         | 35,162        | 2,637               | 0            | 41,117        |
| 管理関係業務費                | 2,970         | 1,581         | 185                 | 1,381        | 6,116         |
| 一般管理費                  | 2,664         | 825           | 174                 | 1,281        | 4,944         |
| 減価償却費                  | 305           | 755           | 11                  | 99           | 1,171         |
| 財務費用                   | 4             | 2             | 0                   | 0            | 6             |
| 支払利息                   | 4             | 2             | 0                   | 0            | 6             |
| 臨時損失                   | 0             | 2             | 0                   | 0            | 2             |
| 固定資産除却損                | 0             | 2             | 0                   | 0            | 2             |
| 貸倒損失                   | 0             | 0             | 0                   | 0            | 0             |
| <b>収益の部</b>            | <b>14,212</b> | <b>39,256</b> | <b>3,338</b>        | <b>6,157</b> | <b>62,964</b> |
| 運営費交付金収益               | 1,806         | 21,799        | 3,296               | 5,991        | 32,892        |
| 政府補助金                  | 0             | 16,661        | 0                   | 0            | 16,661        |
| 業務収入                   | 11,934        | 0             | 0                   | 0            | 11,934        |
| その他収入                  | 271           | 50            | 32                  | 67           | 421           |
| 寄附金収益                  | 0             | 0             | 0                   | 0            | 0             |
| 資産見返運営費交付金戻入           | 200           | 743           | 11                  | 86           | 1,040         |
| 資産見返補助金戻入              | 0             | 2             | 0                   | 0            | 3             |
| 資産見返物品受贈額戻入            | 0             | 0             | 0                   | 0            | 0             |
| 資産見返寄附金戻入              | 0             | 1             | 0                   | 13           | 14            |
| 臨時利益                   | 0             | 0             | 0                   | 0            | 0             |
| <b>純利益</b>             | <b>2</b>      | <b>57</b>     | <b>0</b>            | <b>0</b>     | <b>59</b>     |
| <b>前中期目標期間繰越積立金取崩額</b> | <b>1</b>      | <b>0</b>      | <b>0</b>            | <b>21</b>    | <b>22</b>     |
| <b>総利益</b>             | <b>3</b>      | <b>57</b>     | <b>0</b>            | <b>21</b>    | <b>81</b>     |

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分              | 安全指導<br>業務等   | 被害者援護<br>業務   | 自動車アセスメン<br>ト情報提供業務 | 法人共通         | 合 計           |
|------------------|---------------|---------------|---------------------|--------------|---------------|
| <b>資金支出</b>      | <b>13,896</b> | <b>45,006</b> | <b>3,320</b>        | <b>7,011</b> | <b>69,233</b> |
| 業務活動による支出        | 13,789        | 38,989        | 3,320               | 6,845        | 62,943        |
| 投資活動による支出        | 0             | 1,626         | 0                   | 24           | 1,649         |
| 財務活動による支出        | 108           | 4,255         | 0                   | 0            | 4,363         |
| 次期中期目標の期間への繰越金   | 0             | 136           | 0                   | 142          | 278           |
| <b>資金収入</b>      | <b>14,013</b> | <b>44,513</b> | <b>3,327</b>        | <b>7,379</b> | <b>69,233</b> |
| 業務活動による収入        | 14,013        | 41,069        | 3,327               | 6,081        | 64,491        |
| 運営費交付金による収入      | 1,806         | 22,434        | 3,296               | 6,014        | 33,550        |
| 政府補助金による収入       | 0             | 16,661        | 0                   | 0            | 16,661        |
| 業務収入             | 11,936        | 1,971         | 0                   | 0            | 13,907        |
| その他収入            | 271           | 3             | 32                  | 67           | 373           |
| 投資活動による収入        | 0             | 991           | 0                   | 0            | 991           |
| 有価証券の償還による収入     | 0             | 0             | 0                   | 0            | 0             |
| 施設整備費による収入       | 0             | 991           | 0                   | 0            | 991           |
| 投資その他の資産の精算による収入 | 0             | 0             | 0                   | 0            | 0             |
| その他収入            | 0             | 0             | 0                   | 0            | 0             |
| 財務活動による収入        | 0             | 1,872         | 0                   | 0            | 1,872         |
| 政府借入金による収入       | 0             | 1,872         | 0                   | 0            | 1,872         |
| 前期中期目標の期間よりの繰越金  | 0             | 581           | 0                   | 1,297        | 1,879         |

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。



## 第4期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額  
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）

：平成 29 年度は対前年度 0.9215、平成 30 年度以降は対前年度 0.980 として推計

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）

：平成 29 年度は対前年度 0.9562、平成 30 年度以降は対前年度 0.985 として推計

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ $\delta$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

**年度計画**

以下のとおり

**年度計画予算（令和2年度）****予 算**

（単位：百万円）

| 区 分       | 安全指導<br>業務等  | 被害者援護<br>業務  | 自動車アセスメン<br>ト情報提供業務 | 法人共通         | 合 計           |
|-----------|--------------|--------------|---------------------|--------------|---------------|
| <b>収入</b> |              |              |                     |              |               |
| 政府借入金     | 0            | 392          | 0                   | 0            | 392           |
| 運営費交付金    | 694          | 4,678        | 948                 | 1,058        | 7,378         |
| 施設整備費補助金  | 0            | 140          | 0                   | 0            | 140           |
| 政府補助金     | 0            | 3,934        | 0                   | 0            | 3,934         |
| 回収金等収入    | 0            | 355          | 0                   | 0            | 355           |
| 業務収入      | 2,469        | 0            | 0                   | 0            | 2,469         |
| その他収入     | 76           | 0            | 2                   | 14           | 93            |
| <b>計</b>  | <b>3,239</b> | <b>9,498</b> | <b>950</b>          | <b>1,072</b> | <b>14,760</b> |
| <b>支出</b> |              |              |                     |              |               |
| 人件費       | 1,664        | 484          | 110                 | 854          | 3,112         |
| 業務経費      | 820          | 7,990        | 808                 | 0            | 9,619         |
| 施設整備費     | 0            | 140          | 0                   | 0            | 140           |
| 一般管理費     | 755          | 138          | 31                  | 218          | 1,142         |
| 貸付金       | 0            | 23           | 0                   | 0            | 23            |
| 借入金償還     | 0            | 846          | 0                   | 0            | 846           |
| <b>計</b>  | <b>3,239</b> | <b>9,620</b> | <b>950</b>          | <b>1,072</b> | <b>14,881</b> |

（注）単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

〔人件費の見積り〕

年度計画期間中総額2,595百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

別添のとおり

〔注記〕

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

# 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分                    | 安全指導<br>業務等  | 被害者援護<br>業務  | 自動車アセスメン<br>ト情報提供業務 | 法人共通         | 合 計           |
|------------------------|--------------|--------------|---------------------|--------------|---------------|
| <b>費用の部</b>            | <b>3,313</b> | <b>8,728</b> | <b>959</b>          | <b>1,118</b> | <b>14,118</b> |
| 経常費用                   | 3,313        | 8,728        | 959                 | 1,118        | 14,118        |
| 人件費                    | 1,664        | 484          | 110                 | 854          | 3,112         |
| 業務費                    | 767          | 7,950        | 808                 | 0            | 9,526         |
| 管理関係業務費                | 880          | 294          | 40                  | 264          | 1,478         |
| 一般管理費                  | 752          | 137          | 31                  | 217          | 1,137         |
| 減価償却費                  | 128          | 157          | 9                   | 47           | 340           |
| 財務費用                   | 2            | 0            | 0                   | 0            | 2             |
| 支払利息                   | 2            | 0            | 0                   | 0            | 2             |
| 臨時損失                   | 0            | 0            | 0                   | 0            | 0             |
| <b>収益の部</b>            | <b>3,315</b> | <b>8,780</b> | <b>959</b>          | <b>1,118</b> | <b>14,172</b> |
| 運営費交付金収益               | 581          | 4,641        | 948                 | 1,057        | 7,226         |
| 政府補助金                  | 0            | 3,934        | 0                   | 0            | 3,934         |
| 業務収入                   | 2,469        | 0            | 0                   | 0            | 2,469         |
| その他収入                  | 76           | 51           | 2                   | 14           | 144           |
| 資産見返運営費交付金戻入           | 189          | 154          | 9                   | 44           | 396           |
| 資産見返補助金戻入              | 0            | 0            | 0                   | 0            | 0             |
| 資産見返寄附金戻入              | 0            | 0            | 0                   | 3            | 3             |
| 臨時利益                   | 0            | 0            | 0                   | 0            | 0             |
| <b>純利益</b>             | <b>2</b>     | <b>52</b>    | <b>0</b>            | <b>0</b>     | <b>53</b>     |
| <b>前中期目標期間繰越積立金取崩額</b> | <b>0</b>     | <b>0</b>     | <b>0</b>            | <b>0</b>     | <b>0</b>      |
| <b>総利益</b>             | <b>2</b>     | <b>52</b>    | <b>0</b>            | <b>0</b>     | <b>53</b>     |

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 運営委交付金収益には賞与引当金見返に係る収益及び退職給付引当金見返に係る収益を含んでいる。

# 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分         | 安全指導<br>業務等  | 被害者援護<br>業務  | 自動車アセスメン<br>ト情報提供業務 | 法人共通         | 合 計           |
|-------------|--------------|--------------|---------------------|--------------|---------------|
| <b>資金支出</b> | <b>3,278</b> | <b>9,711</b> | <b>953</b>          | <b>1,689</b> | <b>15,631</b> |
| 業務活動による支出   | 3,227        | 8,619        | 953                 | 1,086        | 13,885        |
| 投資活動による支出   | 0            | 177          | 0                   | 5            | 181           |
| 財務活動による支出   | 51           | 848          | 0                   | 0            | 899           |
| 翌年度への繰越金    | 0            | 67           | 0                   | 599          | 666           |
| <b>資金収入</b> | <b>3,238</b> | <b>9,700</b> | <b>950</b>          | <b>1,744</b> | <b>15,631</b> |
| 業務活動による収入   | 3,238        | 8,979        | 950                 | 1,072        | 14,239        |
| 運営費交付金による収入 | 694          | 4,678        | 948                 | 1,058        | 7,378         |
| 政府補助金による収入  | 0            | 3,934        | 0                   | 0            | 3,934         |
| 業務収入        | 2,467        | 355          | 0                   | 0            | 2,822         |
| その他収入       | 76           | 12           | 2                   | 14           | 105           |
| 投資活動による収入   | 0            | 140          | 0                   | 0            | 140           |
| 施設整備費による収入  | 0            | 140          | 0                   | 0            | 140           |
| 財務活動による収入   | 0            | 392          | 0                   | 0            | 392           |
| 政府借入金による収入  | 0            | 392          | 0                   | 0            | 392           |
| 前年度よりの繰越金   | 0            | 189          | 0                   | 672          | 861           |

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 令和2年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－  
前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 令和2年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：対前年度 0.9801

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：対前年度 0.9877

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：1.00

政策係数（ $\delta$ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

当該年度における取組（実績値）

| 年度計画実績（令和2年度）                 |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 予 算                           |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
| (単位：百万円)                      |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
| 区 分                           | 安全指導業務等      |              | 被害者援護業務      |              | 自動車アセスメント<br>情報提供業務 |            | 法人共通         |              | 合 計           |               |
|                               | 計 画          | 実 績          | 計 画          | 実 績          | 計 画                 | 実 績        | 計 画          | 実 績          | 計 画           | 実 績           |
| <b>収入</b>                     |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
| 政府借入金                         | —            | —            | 392          | 392          | —                   | —          | —            | —            | 392           | 392           |
| 運営費交付金                        | 694          | 694          | 4,678        | 4,678        | 948                 | 948        | 1,058        | 1,058        | 7,378         | 7,378         |
| 施設整備費補助金                      | —            | —            | 140          | 126          | —                   | —          | —            | —            | 140           | 126           |
| 政府補助金                         | —            | —            | 3,934        | 3,934        | —                   | —          | —            | —            | 3,934         | 3,934         |
| 回収金等収入                        | —            | —            | 355          | 482          | —                   | —          | —            | —            | 355           | 482           |
| 業務収入                          | 2,469        | 2,142        | —            | —            | —                   | —          | —            | —            | 2,469         | 2,142         |
| その他収入                         | 76           | 98           | 0            | —            | 2                   | 2          | 14           | 18           | 93            | 117           |
| <b>計</b>                      | <b>3,239</b> | <b>2,933</b> | <b>9,498</b> | <b>9,613</b> | <b>950</b>          | <b>950</b> | <b>1,072</b> | <b>1,076</b> | <b>14,760</b> | <b>14,571</b> |
| <b>支出</b>                     |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
| 人件費                           | 1,664        | 1,594        | 484          | 464          | 110                 | 106        | 854          | 809          | 3,112         | 2,972         |
| 業務経費                          | 820          | 1,086        | 7,990        | 8,111        | 808                 | 594        | —            | —            | 9,619         | 9,792         |
| 施設整備費                         | —            | —            | 140          | 126          | —                   | —          | —            | —            | 140           | 126           |
| 一般管理費                         | 755          | 653          | 138          | 108          | 31                  | 25         | 218          | 193          | 1,142         | 979           |
| 貸付金                           | —            | —            | 23           | 12           | —                   | —          | —            | —            | 23            | 12            |
| 借入金償還                         | —            | —            | 846          | 846          | —                   | —          | —            | —            | 846           | 846           |
| <b>計</b>                      | <b>3,239</b> | <b>3,333</b> | <b>9,620</b> | <b>9,666</b> | <b>950</b>          | <b>725</b> | <b>1,072</b> | <b>1,003</b> | <b>14,881</b> | <b>14,726</b> |
| ※単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。 |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
| 収支計画                          |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
| (単位：百万円)                      |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |
| 区 分                           | 安全指導業務等      |              | 被害者援護業務      |              | 自動車アセスメント<br>情報提供業務 |            | 法人共通         |              | 合 計           |               |
|                               | 計 画          | 実 績          | 計 画          | 実 績          | 計 画                 | 実 績        | 計 画          | 実 績          | 計 画           | 実 績           |
| <b>費用の部</b>                   | <b>3,313</b> | <b>3,405</b> | <b>8,728</b> | <b>8,671</b> | <b>959</b>          | <b>732</b> | <b>1,118</b> | <b>1,153</b> | <b>14,118</b> | <b>13,960</b> |
| 経常費用                          | 3,313        | 3,403        | 8,728        | 8,670        | 959                 | 732        | 1,118        | 1,153        | 14,118        | 13,958        |
| 人件費                           | 1,664        | 1,594        | 484          | 464          | 110                 | 106        | 854          | 913          | 3,112         | 3,077         |
| 業務費                           | 767          | 1,018        | 7,950        | 7,935        | 808                 | 593        | —            | —            | 9,526         | 9,546         |
| 管理関係業務費                       | 880          | 788          | 294          | 271          | 40                  | 33         | 264          | 240          | 1,478         | 1,333         |
| 一般管理費                         | 752          | 646          | 137          | 106          | 31                  | 24         | 217          | 191          | 1,137         | 967           |
| 減価償却費                         | 128          | 142          | 157          | 165          | 9                   | 9          | 47           | 49           | 340           | 366           |
| 財務費用                          | 2            | 3            | 0            | 0            | —                   | —          | —            | —            | 2             | 3             |
| 臨時損失                          | —            | 1            | —            | 0            | —                   | —          | —            | 0            | —             | 2             |
| 固定資産除却損                       | —            | 1            | —            | 0            | —                   | —          | —            | 0            | —             | 2             |
| <b>収益の部</b>                   | <b>3,315</b> | <b>3,101</b> | <b>8,780</b> | <b>8,848</b> | <b>959</b>          | <b>790</b> | <b>1,118</b> | <b>1,191</b> | <b>14,172</b> | <b>13,931</b> |
| 運営費交付金収益                      | 581          | 515          | 4,641        | 4,624        | 948                 | 770        | 1,057        | 899          | 7,226         | 6,808         |
| 施設費収益                         | —            | —            | —            | —            | —                   | —          | —            | —            | —             | —             |
| 政府補助金                         | —            | —            | 3,934        | 3,926        | —                   | —          | —            | —            | 3,934         | 3,926         |
| 業務収入                          | 2,469        | 2,239        | —            | —            | —                   | —          | —            | —            | 2,469         | 2,239         |
| その他収入                         | 76           | 142          | 51           | 67           | 2                   | 11         | 14           | 243          | 144           | 463           |
| 資産見返運営費交付金戻入                  | 189          | 205          | 154          | 163          | 9                   | 9          | 44           | 47           | 396           | 424           |
| 資産見返補助金戻入                     | —            | 0            | 0            | 0            | —                   | —          | 0            | 0            | 0             | 0             |
| 資産見返寄附金戻入                     | —            | —            | 0            | 0            | —                   | —          | 3            | 3            | 3             | 3             |
| 借入金償還免除益                      | —            | —            | —            | 6            | —                   | —          | —            | —            | —             | 6             |
| 貸倒引当金戻入                       | —            | —            | —            | 63           | —                   | —          | —            | —            | —             | 63            |
| 財務収益                          | —            | —            | —            | —            | —                   | —          | —            | 0            | —             | 0             |
| 臨時利益                          | —            | —            | —            | —            | —                   | —          | —            | —            | —             | —             |
| <b>純利益</b>                    | <b>2</b>     | <b>▲303</b>  | <b>52</b>    | <b>178</b>   | <b>—</b>            | <b>58</b>  | <b>—</b>     | <b>38</b>    | <b>53</b>     | <b>▲30</b>    |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額               | —            | —            | —            | 0            | —                   | —          | —            | 0            | —             | 0             |
| <b>総利益（総損失）</b>               | <b>2</b>     | <b>▲303</b>  | <b>52</b>    | <b>178</b>   | <b>—</b>            | <b>58</b>  | <b>—</b>     | <b>38</b>    | <b>53</b>     | <b>▲30</b>    |
| ※単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。 |              |              |              |              |                     |            |              |              |               |               |

## 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分              | 安全指導業務等      |              | 被害者援護業務      |               | 自動車アセスメント<br>情報提供業務 |            | 法人共通         |              | 合 計           |               |
|------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------------|------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
|                  | 計 画          | 実 績          | 計 画          | 実 績           | 計 画                 | 実 績        | 計 画          | 実 績          | 計 画           | 実 績           |
| <b>資金支出</b>      | <b>3,278</b> | <b>3,093</b> | <b>9,711</b> | <b>10,420</b> | <b>953</b>          | <b>783</b> | <b>1,689</b> | <b>2,552</b> | <b>15,631</b> | <b>16,847</b> |
| 業務活動による支出        | 3,227        | 3,019        | 8,619        | 8,739         | 953                 | 783        | 1,086        | 1,137        | 13,885        | 13,677        |
| 投資活動による支出        | —            | 13           | 177          | 238           | —                   | 0          | 5            | 14           | 181           | 265           |
| 財務活動による支出        | 51           | 60           | 848          | 848           | —                   | —          | —            | 1            | 899           | 909           |
| 翌年度への繰越金         | —            | —            | 67           | 596           | —                   | —          | 599          | 1,400        | 666           | 1,996         |
| <b>資金収入</b>      | <b>3,238</b> | <b>2,941</b> | <b>9,700</b> | <b>10,351</b> | <b>950</b>          | <b>950</b> | <b>1,744</b> | <b>2,605</b> | <b>15,631</b> | <b>16,847</b> |
| 業務活動による収入        | 3,238        | 2,941        | 8,979        | 9,117         | 950                 | 950        | 1,072        | 1,076        | 14,239        | 14,083        |
| 運営費交付金による収入      | 694          | 694          | 4,678        | 4,678         | 948                 | 948        | 1,058        | 1,058        | 7,378         | 7,378         |
| 政府補助金による収入       | —            | —            | 3,934        | 3,934         | —                   | —          | —            | —            | 3,934         | 3,934         |
| 業務収入             | 2,467        | 2,141        | 355          | 478           | —                   | —          | —            | —            | 2,822         | 2,619         |
| その他収入            | 76           | 107          | 12           | 26            | 2                   | 2          | 14           | 18           | 105           | 153           |
| 投資活動による収入        | —            | —            | 140          | 126           | —                   | —          | —            | 3            | 140           | 129           |
| 施設整備費による収入       | —            | —            | 140          | 126           | —                   | —          | —            | —            | 140           | 126           |
| 投資その他の資産の精算による収入 | —            | —            | —            | —             | —                   | —          | —            | 3            | —             | 3             |
| 財務活動による収入        | —            | —            | 392          | 392           | —                   | —          | —            | —            | 392           | 392           |
| 前年度よりの繰越金        | —            | —            | 189          | 716           | —                   | —          | 672          | 1,526        | 861           | 2,243         |

※単位未満を四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

## その他参考となり得る情報

当期損益は前年度に比べ151百万円減少し、当期総損失30百万円となった。これは、経常収益が54百万円増加したが、経常費用が206百万円増加したためである。

### ・目的積立金等の状況

(単位：百万円)

|              | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|--------------|---------|--------|--------|
| 前中期目標期間繰越積立金 | 238     | 238    | 238    |
| 目的積立金        | 153     | 223    | 280    |
| 積立金          | 65      | 256    | 321    |

## (2) 財政運営の適正化

### **中期目標**

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### **中期計画**

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

### **年度計画**

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、年度末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

### **評価の視点**

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を実施しているか。

### **当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報**

令和2年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。

### **自己評価とその根拠**

独立行政法人会計基準の改訂等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。



### **課題と今後の対応**

引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

### (3) 自己収入等の拡大

#### 中期目標

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績の同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

#### 中期計画

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

#### 年度計画

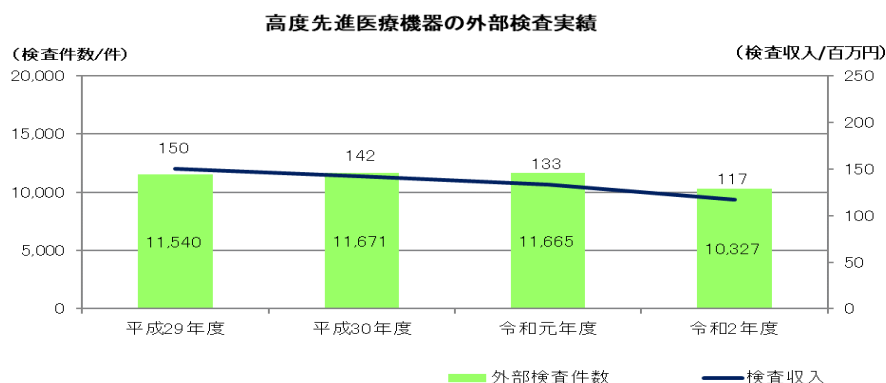
療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなどの協力を図りながら、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

### 評価の視点

- ・高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。
- ・安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。
- ・自動車メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。

### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

(1) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器(MRI、PET等)を活用した外部検査の受入に努め、第4期中期計画開始時(平成29年度)から令和元年度まで、3期連続で目標値(11,000件以上)を上回る外部検査を受託してきたが、令和2年度はコロナ禍の影響により、周辺地域の医療機関の外来・入院患者が大幅に減少した中で、今までの各療護センターにおける積極利用を訴える周知活動を行った結果、一定の成果に繋がり、10,327件(対前年度比△1,338件、11.5%の減)の外部検査を受託し、1億1,733万円(対前年度比△1,583万円、11.9%の減)の収入を得た。



- (2) 安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、ユニバーサルサービスを確保の観点から事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。
- (3) 自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、予防安全性能評価及び衝突安全性能評価等が統合された自動車安全性能評価として、計3車種を行った。

### **自己評価とその根拠**

地域医療への貢献、受託収入の確保のため外部検査の受入の目標件数を11,000件としているところ、第4期中期計画開始時（平成29年度）から令和元年度まで、3期連続で目標値（11,000件以上）を上回る外部検査を受託してきたが、令和2年度はコロナ禍の影響を受け、周辺地域の医療機関の外来・入院患者が大幅に減少したため、10,327件と下回ったが、これまで各療護センターにおける積極利用を訴える周知活動を行ってきた結果として、一定の成果に繋がったこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験の車種数は委託の一段落などにより、前年度と比べ減少したものの、引き続き委託試験が行われたことにより、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである

### **課題と今後の対応**

- 引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。
- 民間参入状況とユニバーサルサービスの適正な継続等を踏まえ、受益者負担の適正化を図ることに関しては今後も慎重な検討が必要。

#### (4) 保有資産の見直し

##### **中期目標**

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

##### **中期計画**

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

##### **年度計画**

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

#### **評価の視点**

保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。

#### **当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報**

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討した。

#### **自己評価とその根拠**

保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認をするとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

#### 4. 短期借入金の限度額

##### 中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,200 百万円とします。

##### 年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,200 百万円とします。

##### 当該年度における取組

短期借入は行わなかった。

##### その他参考となり得る情報

なし

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

|      |
|------|
| 中期計画 |
| なし   |
| 年度計画 |
| なし   |

当該年度における取組

なし

その他参考となり得る情報

なし

## 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

|      |
|------|
| 中期計画 |
| なし   |
| 年度計画 |
| なし   |

### 当該年度における取組

なし

### その他参考となり得る情報

なし



## 7. 剰余金の使途

### 中期計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

### 年度計画

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

### 当該年度における取組み、その他参考となり得る情報

- ・ 目的積立金等の状況

(単位：百万円)

|              | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|--------------|---------|--------|--------|
| 前中期目標期間繰越積立金 | 238     | 238    | 238    |
| 目的積立金        | 153     | 223    | 280    |

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策

#### 中期目標

##### (1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。

##### (2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。

#### 中期計画

##### (1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。

##### (2) 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

#### 年度計画

##### (1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監

事機能の実効性の向上に努めます。特に、令和元年度に発覚した不適正な業務事案を踏まえ、機構の信用及び信頼の維持・向上のため、全役職員のコンプライアンスの徹底を図ります。

さらに、見直しを行った機構のあり方、方向性を明確化したNAS VAWAY2017（業務運営方針等）や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底するとともに、更なる浸透定着を図ります。

## （２）情報セキュリティ対策

見直した情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などにに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じるとともに、状況に応じた情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。

また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

## 評価の視点

- ・内部統制の仕組みが計画に基づき、実施し、点検・検証し、見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上につながっているか。
- ・適切な情報セキュリティ対策がPDCAサイクルにより運用されて見直しが図られているか。

## 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### （１）内部統制の充実強化

#### １）規程類や体制の整備

内部統制の充実強化を図るため、以下のとおり規程類や体制の整備を行った他、企画部にコンプライアンス推進・人材開発グループを新設するべく準備を進めた。

- ・内部監査室長を専任化し、内部監査を強化することを目的とした組織規程の改正。
- ・ハラスメントへの迅速な対応を図る観点からハラスメントに関する苦情の申出又は相談に関する連絡体制を強化すること、また、ハラスメントを明確にし、理事長がハラスメント防止のための措置を強力に推進していくことを役職員等に周知・啓発することを目的とした「ハラスメント防止等に関する規程」の改正。
- ・リスク顕在時に行うべき対応を明確にし、リスク情報連絡の速やかな対応を目的とした「リスク管理規程」の改正。
- ・勤務時間管理の徹底を目的とした「職員の勤務時間の管理に関する達」の改正。
- ・全ての業務に精通する選り抜きのプロパー職員のコンプライアンス遵守の徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長として新たな配置（専任化）。

#### ２）内部統制に係る情報共有の徹底

理事長をはじめとする役員が主管支所等に積極的に出向く、WEB会議システムを活用する等により、業務運営方針や業務の改善等に関し、職員と幅広く意見交換を行うとともに、規程等の改正や業務の運営方針等を閲覧・検索しやすい構成にし、随時イントラネットに掲載した。

また、機構内イントラネットを活用し、業務運営方針「NASVAWAY2017」を全職員が常時閲覧できる環境を維持し、周知徹底を図るとともに、各種会議体での理事長の訓示やメッセージ等もあわせて掲載することにより、職員一人一人の意識を高め、機構の理念や業務目的が浸透定着するよう措置した。

さらに、内部統制担当役員が主管支所及び支所に出向き、職員とコンプライアンスの遵守及びリスクマネジメント等に関する意見交換を実施した。聴取した意見は、本部関係部に情報提供するとともに、対応を依頼した。

### 3) 内部統制に係る役職員への教育の充実

役職員に対する研修、訓練及び個別学習を以下のとおり開催、また、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。

#### ①新規採用職員研修

4 月期の新規採用職員に対しては、コロナ禍で集合研修を開催できなかったことから、各主管支所において、コンプライアンス・人材育成に専任化した次長が新規採用職員に対して研修を実施した。同研修では、業務遂行上必要となる基礎知識の習得、コンプライアンスの実践及び個人情報保護と情報セキュリティの確保等について講義した。

#### ②階層別職員研修

令和元年度から新たに開催したアシスタントマネージャーフォローアップ研修を引き続き令和 2 年 11 月に開催するとともに、新たに企画したスタッフフォローアップ研修 [令和 2 年 12 月]、チーフフォローアップ研修 [令和 3 年 1 月] を開催し、若手職員の育成を強化した。

これらの研修に加え、従前から開催していたアシスタントマネージャー研修 [令和 2 年 11 月]、チーフ研修 [令和 2 年 11 月]、新任マネージャー研修 [令和 2 年 12 月] において、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に、研修を受ける職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方を理解させた。

#### ③会議体

主管支所長会議 [令和 2 年 7 月]、各主管管内支所長会議 [令和 2 年 8 月～9 月] 及び次長会議 [令和 2 年 11 月]、において、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に、職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方を理解させた。

#### ④標的型メール攻撃訓練

機構のメールアドレスを有する全役職員等をランダムな 4 グループに分けて、標的型メール攻撃訓練 [令和 3 年 1 月～2 月] を実施し、標的型メールとして認識できるか、不審なメールを受信した場合の報告及び初動対応等について訓練を行った。

その結果は、「情報セキュリティ委員会・保有個人情報の適切な管理のための委員会 合同会議 [令和 3 年 3 月]」において報告し、各情報セキュリティ責任者（部室長、主管支所長及び支所長）からの開封者や未報告者に対する注意喚起等を依頼した。

#### ⑤個別学習プログラム

就業規則に関する E ラーニング [令和 2 年 6 月～7 月]、コンプライアンス遵守に係る E ラーニ

ング[令和2年10月]、情報セキュリティに係るEラーニング[令和2年12月～令和3年1月]を、全役職員等を対象として実施した。

#### 4) リスク評価の実施

業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会（令和2年5月、令和2年10月（主管支所長を含む拡大委員会）、令和2年11月、令和2年12月、令和3年2月、令和3年3月）を開催し、リスクの発生状況、内容、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策をとる必要があるリスクに係るチェックリスト（自己点検表）を作成した。

また、発生したリスク事案については、理事長へ報告し、対応及び再発防止策の策定を迅速に行うよう、マネージャー以上の全管理職に周知徹底を図った。また、リスク情報については、毎月、機構内イントラネットで横展開し、「他山の石」として取り組む等、再発防止を強化した。

#### 5) コンプライアンスの再徹底

役職員の現状のコンプライアンスに関する認識度を調査し、課題の抽出と対策を検討するため、コンプライアンス委員会（令和2年12月、令和3年2月）を開催し、改めてコンプライアンス遵守の再徹底を図った。

役職員に行った「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック（自己点検）では、95%以上の役職員が「変化があった・変化しつつある」と回答しており、「なぜルールが必要か理解する」、「規程や通達を今一度確認して行動する」等の意識や行動に変化がみられた。

#### 6) 内部統制のモニタリング

令和2年10月、内部統制の推進状況をモニタリングするため、内部統制推進責任者会議を開催した。各部署で策定したコンプライアンスに関する組織行動及び管理職・若手職員教育について、各主管支所長が報告し、内部統制の推進状況を組織全体で確認・共有した。

また、令和3年3月に内部統制委員会を開催し、令和2年度の内部統制の取組状況、内部監査の実施状況をモニタリングした。

#### 7) 内部監査等の強化

内部監査等については、コロナ禍により移動制限があったものの、WEBシステムを活用したヒヤリングや柔軟に計画を変更する等の工夫により、会計内部監査（17箇所）、個人情報の保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査（26箇所（無予告による監査6箇所を含む。））を実施するとともに、監事監査（23箇所（無予告による監査6箇所を含む。））を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

#### 8) 監事機能の実効性の向上

定期的に、理事長と監事との間で意見交換を行い、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。

## 9) 適材適所の人材活用による組織の刷新

引き続き、総務・企画部門の審議役に、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する職員を任じるとともに、主管支所においても、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する次長が業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担い、内部統制の強化と組織の刷新を図った。

### 10) 内部統制に係る組織体制の抜本的見直し

一部の支所において、第3期中期計画時より行われていた適性診断業務のインターネット予約率に係る不適正な業務処理を受け、組織内に根深く残る弊害を完全に取り除くため、組織体制見直しの方針に則り以下の取組を実施した。

#### ① 管理職の育成強化、若手職員のレベルアップ

「3) 内部統制に係る役職員への教育の充実」に記載のとおり、業務遂行能力に加え、コンプライアンスの遵守や業務全般のマネジメントができる管理職の育成、自ら考えて行動する若手職員の育成に注力するとともに、新任交流職員に対しては、組織の内部統制を理解するための教育を強化した。

#### ② 年功序列にとらわれない人材登用

前年度に引き続き、コンプライアンスの遵守、勤務時間や業務全般のマネジメントができる等優秀な職員については、年功序列によらず、上位の職に積極的に登用した。

#### ③ 不適正事案に対する処分の厳格化

コンプライアンス、ハラスメントなど、不適正な事案等を引き起こした者については、より厳格に処分量定を行うことを訓示等で周知した。

#### ④ 主管支所次長の担務、内部監査室による監査等の強化

主管支所次長による人材育成の活動を拡充するとともに、内部監査室長を専任化し、監査回数を増回するとともに、管理職を中心としたコンプライアンスに関するヒヤリングを重点的に実施する等、監査内容を充実させ、業務の適正化等を図るための組織体制を整えた。

#### ⑤ コンプライアンスに対する職員の意識向上のための取組の強化

コンプライアンスに対する職員の意識向上のため、本部の部単位または支所単位ごとに、職員皆でコンプライアンスの徹底のための組織行動目標を令和2年9月までに設定し、取り組み、次長が管内各支所の実践状況をフォローアップする等定期的に取り組状況を振り返り、見直すことにより、コンプライアンスの重要性を組織に浸透させた。また、社内システムであるガルーンを効果的に活用し、本部指示の周知徹底を図るとともに、各種マニュアル（マスコミ対応、迷惑行為等緊急対応、電話対応）の整備やEラーニングを活用した教育カリキュラムを実施する等、職員のレベルアップを図った。

## (2) 情報セキュリティ対策

### 1) 情報セキュリティに係る教育の実施

全役職員等に対して、情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえ、内容を一新したEラーニングを令和2年12月～令和3年1月に実施するとともに、より実践に近い形式での標的型攻撃メール訓練を令和3年1月～2月に実施した。また、情報セキュリティイン

シデント対応チーム（CSIRT）に所属する職員に対しては、インシデント発生の未然防止に関する教育を令和３年３月に実施した。

#### ２）情報セキュリティ関連規程類の改正

情報セキュリティ関連規程類について、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」へ準拠するための改正を行い、情報セキュリティの強化を図った。

#### ３）独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応

サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により実施された「ペネトレーションテスト（侵入テスト）」及び情報セキュリティに係る「マネジメント監査」が実施され、ペネトレーションテストに係る指摘事項について全て対応した。なお、マネジメント監査に係る指摘事項には令和３年度中に順次対応する予定である。

#### ４）機構内各種システムの統制強化

令和２年４月より、情報セキュリティの専門知識を有する者を新たに雇用し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティに係る状況を把握・確認できるように体制の強化を図った。

#### ５）地震災害に係る対応

地震災害に係る対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。防災週間（令和２年９月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練を実施した。

### 自己評価とその根拠

内部統制の充実強化については、計画に則り、規程類や体制を整備し、適正に運用するなど内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めた。加えて、令和元年１２月に判明した適性診断業務のインターネット予約率に係る不適正な業務処理を受け、旧態依然とした悪しき慣習を一掃する目的から、組織体制を抜本的に見直し（コンプライアンス徹底のための組織の風土改革など）、業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う次長を配置し、フォローアップを行いつつ、不断の点検・検証を行う体制を構築し、取り組んだ。

情報セキュリティ対策としては、全役職員等に対してＥラーニングや標的型攻撃メール訓練等の教育を適宜実施し、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」へ準拠や部署横断的なセキュリティ対策の強化に取り組んだ。

以上を踏まえ、年度計画を十分に達成しているものと判断し、Ｂ評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

平成 27 年度からの改正独立行政法人通則法の施行に伴い、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。



## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (2) 施設及び設備に関する計画

#### 中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

#### 中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

| 施設・設備の内容                         | 予 定 額<br>(百万円) |
|----------------------------------|----------------|
| 千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新 | 991            |

#### 年度計画

以下のとおり

| 施設・設備の内容                         | 予 定 額<br>(百万円) | 財 源      |
|----------------------------------|----------------|----------|
| 施設設備整備<br>(内訳)                   | 140            | 施設整備費補助金 |
| 千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置 (CT)<br>更新 | 121            |          |
| 東北療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新              | 19             |          |

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

#### 評価の視点

NASVAが運営する各療護センターの医療機器等の整備・更新について、「施設及び設備に関する計画」により、適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものととなっているか。

#### 当該年度における取組、その他評価の参考となり得る情報

年度計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

| 施 設 ・ 設 備 の 内 容               | 予定額<br>(百万円) | 実績額<br>(百万円) |
|-------------------------------|--------------|--------------|
| ① 千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新 | 121          | 116          |
| ② 東北療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新         | 19           | 10           |

なお、調達に当たっては必要性を厳正に検証し、全て一般競争入札により相手方を選定した。

**自己評価とその根拠**

中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

**課題と今後の対応**

引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (3) 人事に関する計画

#### 中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

#### 中期計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

#### 年度計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

#### 評価の視点

給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表しているか。

#### 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

役職員の給与水準について

○給与水準の適正化に向けた取組

国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和2年12月期において役員賞与の0.05月分及び職員賞与の0.05月分の引下げを行った。

○令和2年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、令和2年度は（年齢勘案）105.8となった。（前年度 105.1 前々年度 103.5）

#### 自己評価とその根拠

国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。

#### 課題と今後の対応

引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (4) 人材の活用

#### 中期目標

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

#### 中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用等し、人材の有効活用を図ります。

#### 年度計画

- ① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要の人材を育成するため、産業カウンセラー、運行管理者、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー２級)等の資格を取得させるとともに、引き続き、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、より実践的な内容を盛り込みながら研修カリキュラムの見直しを行い、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。
- ③ コンプライアンスの徹底を図るための研修を拡充します。
- ④ 令和元年度に改訂した「NASVA人材育成方針」に基づき、次代の機構を担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。

#### 評価の視点

- ・産業カウンセラー、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー２級)等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。
- ・事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。
- ・全職員を対象に能力・実績評価制度による適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図っているか。
- ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。
- ・「NASVA人材育成方針」を随時改訂し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進しているか。

## 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 令和2年度において、新たに18人が産業カウンセラー資格を取得した。産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）においても、新たに14人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。

2) 社会情勢や事業環境の変化に対応するための取り組みとして、情報セキュリティ対策を強化する観点から、即戦力となる社会人経験者を採用するとともに、国との人事交流を行い、多様な人材の有効活用を図った。

3) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。

4) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。

### ①業務別専門研修の実施

#### ア 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師※1に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を34人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、17人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が身体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK※2の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を35人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：（基礎、一般）講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

#### イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー※3を養成するため、19人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。

また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー※4233人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者）

#### ウ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務に従事する職員の質的向上を図るため、各種研修の修了要件を厳格化するとともに、職務経験に応じて段階的にスキルを身につける研修体系へと見直しを行った。
- ・ 具体的には、「安マネ初級研修」、「安マネ中級研修」及び「安マネ上級研修」に分けて実施することとし、令和2年度は、主管支所が実施主体となり、新たに認定セミナー※5の講師を担当する職員32人に対して、運輸安全マネジメント業務、制度、認定セミナーの内容に関する基礎知識の習得等を目的とした、「安マネ初級研修」を実施した。また、「安マネ初級研修」の受講者のうち、講師として必要な力量を有しているか効果測定を行い、一定の基準を満たさない職員6人を対象として、本部が主体となり「初級フォローアップ研修」を実施した。
- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員※6を養成するため、令和2年度は安全評価員候補者として新たに6人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕

研修」に参加させ、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の育成確保に努めた。また、評価実施時のOJT※7として、のべ12人が実際の評価に立ち会い、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上を図った。

※5 認定セミナー：民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナー

※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

※7 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練

## エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組

### ・ 被害者の気持ちの理解

被害者の気持ちを理解することは、NASVA職員として必要不可欠であることから、令和2年度の新規採用職員研修においても、外部講師による被害者への接し方に関する講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施した。

### ・ 専門研修の実施

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか、職員、非常勤職員を対象として実施し、専門知識の共有を図った。

### ・ 「被害者援護促進の日」の活用

組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。

## オ 会計事務の基礎知識等の養成

- 各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員31人に対して、会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。

## ②階層別研修の実施

新規採用職員、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）及び管理職員（マネージャー、支所長）45人に対して、階層別研修を実施し、職員の資質向上を図るほか、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性や階層別の責任、機構職員としての責任のあり方などを理解させた。加えて、機構の次代を担う若手職員（チーフ、アシスタントマネージャー等）への研修を最重要と位置づけ、当該職員が役職に就き、一定の経験を積んだタイミング（4～8年後）を捉え、次職を見据えた能力開発等に重点を置いたフォローアップ研修を令和2年度に新設し、22人に対して、組織目標の達成や課題解決のための手法等の習得を図った。

- 5) 次代の機構を担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確化した改訂版「NASVA 人材育成方針」に基づき、年齢や勤続年数等にとらわれない優秀な職員の積極的登用を図るとともに、管理職再任用職員としての継続雇用については、管理職としての能力及び経験等を考慮し登用するなど、職員の能力を活かす人事管理や組織作りに取り組んだ。

## 自己評価とその根拠

各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパスを明確化するため、改訂版「NASVA 人材育成方針」の周知を引き続き図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っており、年度計画を十分に達成しているものと判断し、B評価としたものである。

### **課題と今後の対応**

引き続き、必要に応じて研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員の資質の向上及び育成を行う。また、必要に応じて「NASVA人材育成方針」を改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (5) 自動車事故対策に関する広報活動

#### 中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。

#### 中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

また、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

#### 年度計画

自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関との連携やマスメディア、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の活用などにより、一層効果的かつ効率的に実施します。

また、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務や交通刑務所における更生プログラムの場で、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

あわせて、自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーを設置して事故防止及び被害者援護に関する広報活動を実施します。

#### 評価の視点

自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるため、国や関係機関と連携し、一層効果的かつ効率的に自動車事故対策に関する広報活動を行っているか。

自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資する取組を実施しているか。

#### 当該年度における取組、その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

##### 1) 機構の広報活動の強化

機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを主管支所及び支所で掲示、リーフレットを受診者や受講者に配布し、同制度の周知を図った。また、交通安全関係イベント等においても、新型コロナウイルス感染防止対策を施しつつ、NASVA が実施している被害者援護、安全指導、自動車アセスメント等に関する業務と合わせて広報活動を実施した。

さらに、新聞社等マスコミに対して、組織一丸となって働きかけた結果、山陽新聞及び保険毎日新聞への理事長インタビュー掲載をはじめ、北海道新聞及び岩手日報への介護料制度に関する記事の掲載、山梨日日新聞への介護料受給者交流会に関する記事の掲載、秋田魁新報への交通遺児等



育成基金に関する記事の掲載等、各地方を代表する一般紙等へ取り上げられ、被害者援護業務の周知に大きく寄与した。

#### ○本部の取組

令和元年6月に開設したソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）である「自動車事故対策機構公式 Facebook ページ」において、最新記事をトップ記事に2～3日据え置く等の閲覧期間の工夫、投稿時間の通勤時間帯への変更等により閲覧しやすい環境とするとともに、積極的な動画映像の紹介を行い、前年度末の月間閲覧数を約1.2倍、月間フォロワー数を約3倍に増加させた。

#### ○主管支所・支所の取組①

東京主管支所では、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画として、昨年に引き続き、令和2年8月に交通事故被害者にスポットを当てた「生命（いのち）のメッセージ展」を開催した。この企画は、「交通事故被害者の現状を多くの人に知って、考えて、感じてもらいたい。」という職員からの提案を具現化したものであり、交通事故被害者と同じ身長のパネルに生前履いていた靴を据えるなど、見る者の心に訴えかける内容の展示とし、適性診断受診者（952人）をはじめ、一般の方々も来場され、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける活動となった。

なお、本件は、全国紙に取り上げられ、記事の閲覧者が来訪するなど、昨年からの地道な取組みが成果として結実した。

また、この企画を水平展開し、令和2年12月に神奈川支所、令和3年2月に群馬支所において同様の企画を初めて実施した。これらの取組の拡大を通じて、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける活動の範囲を拡大するとともに、地元の被害者団体も含めた更なる連携強化を図った。



【いのちのメッセージ展（東京）】



【いのちのメッセージ展（神奈川）】



【いのちのメッセージ展（群馬）】



【運行管理者等指導講習受講者観覧（群馬）】

## ○主管支所・支所の取組②

札幌主管支所では、道内の交通死亡事故が増加傾向であることを踏まえ、ナスバの被害者支援制度が必要としている方にメディアを通じて周知を図るため、道内で圧倒的なシェアを誇る「北海道新聞」等に積極的な働きかけを行った。

令和2年9月には、個別取材に応じてもらい、介護料制度の概要や介護料利用者の「介護料制度のおかげで介護に専念できる。支えになった。」といったコメントの掲載、令和3年3月には、介護料受給者等が作成した絵画や写真等を展示した「ナスバギャラリー」のリニューアルオープンに関する記事が掲載された。また、地元ケーブルテレビの放映では、ナスバギャラリーとともに、運転者適性診断の内容が紹介され、ナスバ業務の認知度向上に寄与した。

また、このような成功事例については、機構内イントラネットで横展開する仕組みが構築され、複数の支所で同様の取組が実を結び、新聞掲載に至る等、広報活動が強化された。

### 交通事故で後遺障害

## 介護料支給制度浸透せず

交通事故による後遺障害、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。被害者や家族は、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。被害者や家族は、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。

交通事故による後遺障害、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。被害者や家族は、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。被害者や家族は、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。

交通事故による後遺障害、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。被害者や家族は、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。被害者や家族は、介護料を支給する制度が、被害者や家族に浸透していない。

### 交通事故被害者 作品で安全訴え

#### 作品で安全訴え

交通事故被害者の作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。

交通事故被害者の作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。

交通事故被害者の作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。作品を、車いすや車椅子の展示を通じて、安全を訴えている。

## [新聞掲載記事]

### ○主管支所・支所の取組③

奈良支所では、支所長自らが関係機関のトップや広報担当者等に対して、積極的な広報のはたらきかけを行った結果、奈良運輸支局公式ツイッターへの被害者援護制度の掲載、帝塚山大学ホームページへのナスバ業務の案内の掲載に至る等、自動車関係者、学生をはじめ、多くの方への被害者援護制度やナスバ業務の周知に寄与した。また、これらの取組内容は、機構内イントラネットを通じて、横展開され、新たな広報の方法として他支所の手本となった。

### 2) 全国交通安全運動での PR 活動

全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

### 3) 市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施

令和3年3月、市原刑務所で交通事故の受刑者に対する更正プログラムの一環として講義を実施した。この講義は、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的として、安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や被害者援護業務での被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めたものであり、ナスバにしかできない講義として、平成27年度から継続的に実施し、功績を高く評価されている。

### 4) ナスバギャラリーの設置

自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵画・書道等の創作品を展示する「ナスバギャラリー」を主管支所等に設置し、被害者援護業務に関する広報活動を実施した。



また、令和2年11月30日から12月4日に日本自動車会館（芝大門）、令和2年12月20日から12月25日にオレンジギャラリー（池袋）で「ナスバギャラリーIN 東京」を開催し、被害者支援の情報を発信した。新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しつつ、11日間の期間中、延べ4,417人が足を止めて自動車事故被害者の作品を観覧した。観覧者からは、「障害について普段意識することがなかったが、ナスバギャラリーでどのような状況か分かった」、「この悲しみに遭わせない様に、業界の関係者として努力する」等の感想があり、交通事故被害者への支援の必要性や安全運転の意識の醸成に寄与した。



〔ナスバギャラリーIN 東京〕



〔友の会書道コンテスト入賞作品〕



〔療護施設入院患者の作品〕



〔交通事故重度後遺障がい者の創作作品〕

#### 5) 機構概要（パンフレット等）の配布

ナスバの総合的なパンフレットを地方自治体、関係機関に広く頒布するとともに、各種イベント等において多数配布した。また、各国の自動車アセスメント機関との会合等では英語版パンフレットを有効活用した。

#### 6) ホームページの活用

ナスバ業務の認知度向上の一環として、ホームページの内容を充実させるとともに、ホームページへのアクセスのしやすさを工夫し、全体で約211万件（前年度212万件）のアクセス件数を記録した。

### **自己評価とその根拠**

全国組織である強みを活かし、自動車損害賠償保障制度及び機構業務に係る広報活動を着実に実施した。

また、マスメディアへ積極的に働きかけ新聞掲載に至った優良事例を横展開し、各地で職員一人一人が知恵を出し合い、工夫を凝らした広報活動を展開した結果、地域で大きな影響力を持つ一般紙等のマスメディアによる大々的な報道に結びつくなど、昨年に引き続き、大きな波及効果が認められた。

さらに、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画では、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかけるナスバならではの企画として全国紙に取り上げられたことに加え、昨年度の東京開催から、東京、神奈川、群馬に拡大し開催する等、地域の被害者団体との連携を強化し、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に訴える輪を広げ、機構業務の認知度向上を図った。

上記の取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。

### **課題と今後の対応**

引き続き、事故防止業務、被害者援護業務及び自動車損害賠償保障制度に関し、戦略的かつ効果的な広報活動を積極的に実施するとともに、ナスバの認知度向上に努める。

## 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (6) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

#### 中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

#### 年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

#### 当該年度における取組み、その他参考となり得る情報

- 前中期目標期間繰越積立金は、238百万円となっている。